

第14日目(3月15日)

議長(若井達男君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。なお、大和病院事務長、公務出張のため欠席の届出が出ています。これを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は第16号議案 平成22年度南魚沼市一般会計予算の審議を続行いたします。歳入に対する説明を求めます。

市民生活部長 それでは平成22年度予算の歳入にかかる市税につきましてご説明を申し上げます。おそれ入りますが予算書の14ページの方をお開きいただきたいと思います。歳入歳出の予算事項別明細書がございますがご覧をいただきたいと思います。

第1款市税についてであります。この年度における市税全体の収入見込額といたしまして全体で71億5,491万円を見込んだところであります。前年度当初予算比較におきましてはマイナスの5.5パーセント、4億1,694万円ほどの減額予算としたところであります。

税収の積算にあたりましては前年度の決算見込額を見極めながら最大可能な限り積み上げにより積算をしたところでございます。経済情勢が厳しく先行きが不透明な経済情勢という背景があるわけでございますが、この予算計上措置までは何とか可能であろうというふうなことで見込んだところであります。以下税目別に要点をご説明申し上げますので、予算書の18、19ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目の個人分にかかる市民税についてであります。17億5,717万円で予算計上であります。前年度比といたしましてマイナスの3億2,628万円、15.7パーセントほどの減額の予算であります。特に1節の現年課税分にかかる予算計上額はそのうち17億2,185万円ほどでありまして、これも前年度当初予算比較では3億3,364万円ほどの減額となったところであります。ご存知のように平成20年秋以降の経済不況による影響という部分が、この年度から大きく生じてくるだろうということで、個人の所得にかかる市税につきましても大きく減額となるということでもあります。

それから算出にあたりましては前年度の課税状況等を元に、それぞれ所得の分類ごとに一定の率等に乗じた中で算出をしたところであります。説明欄のところをご覧いただきたいと思います。特に個人所得におきましては給与所得が税全体の85パーセント強を占める実態でありますので、この見込みが大きく影響するだろうというふうに思っているところでありまして、22年度予算におきましては経済の低迷による雇用調整等の影響を加味しながら、前年の給与収入比較におきましてはマイナスの10パーセントを推計をして積算推計をしたところであります。

収納率等につきましては記載のとおり97パーセントであります。それから下の方、その欄の下から3行目ですが、住宅ローン控除の制度がございますが、この部分としては1,700万円を見込んで積算をいたしました。

2節の滞納繰越分についてでございますが、それぞれ実績等を考慮しながら3,532万円ほどを計上したところでありまして、収納率は17パーセントとしたところでありまして。ちなみに1月末現在、今年の1月末現在であります。この収納率は15.8パーセントほどとなっているところでありまして。

それからその下の2目の法人分であります。現年課税分における本年度の予算計上額といたしまして5億2,065万円ほどでありまして、前年当初より率にいたしまして20.7パーセントの減、1億3,572万円ほどの減額予算としたところでありまして。法人税割額につきましてはそれぞれ各法人の決算を受けての申告納付であります。なかなかその動向が事前につかめないというようなところでありまして、この年度はそういった数字で計上したところでありまして。

それから20ページ、21ページをご覧いただきたいと思っております。2項1目の固定資産税であります。予算計上額は全体で40億8,361万円ほどでありまして、前年度比較では6,215万円、率にいたしまして1.5パーセントほどのこの年度増額予算をしたところでありまして。そのうち現年課税分といたしまして39億9,440万円ほどでありまして、前年度当初予算比較ではここで7,257万円、率で1.9パーセントの増額予算計上としたところでありまして。

増額の要因であります。昨年度に3年に1回の評価替が行われたところでありまして、それぞれ総務省の評価基準等に基づく評価替を行ってまいりました。その結果、評価替に伴う再建築補正率の減額が当初私どもが見込んだ額よりも少なかったというようなことで予算対比ではそういった増額要因ということになるわけでありまして。

説明欄をご覧いただきたいと思っております。現年課税分における課税標準額の比較では土地については2.7パーセントの減額になりましたが、逆に建物につきましては6.8パーセントの増というようなことを受けて、固定資産税については増額の予算計上ということでありまして。

それから滞納繰越分についてであります。8,917万円の計上としたところでありまして、繰越額が前年度より8,427万円ほど増えまして全体では12億5,595万円ほどになると見込んだところでありまして。収納率につきましては前年度より1.4パーセント減、7.1パーセントと見込んで予算計上をしたところでありまして。特に固定資産税につきましては大口の滞納をされる方が相当数ありまして、この額が年々増えていく現状にあることだけは事実であります。所得のありなしにかかわらず資産の保有の価値に対して課税をされる税金のために、経済情勢が非常に厳しい中であっては滞納となる状況が多いというのが現実であります。一刻も早い景気の回復を期待しているところでありまして、引き続き滞納額の縮減に努力をしていきたいというふうに考えておるところであります。

このページの最下段であります。3項1目の軽自動車税についてであります。現年課税分といたしまして1億4,655万円ほどの計上としたところでありまして。124万円ほど増加しておりますが、それぞれ平成21年10月末現在における登録台数3万5,039台をも

とに車種に応じた税率を積算積み上げまして計上したところであります。特徴といたしましては普通自動車から軽自動車への変更が大きく進んだらうというふうと考えておるところであります。軽乗用車が360台ほどの増台というふうな現象が起きておるところであります。

22、23ページに移りますが、4項1目の市たばこ税であります。4億4,219万円ほどの計上としたところであります。たばこ税につきましては喫煙人口の減少等によりまして年々減っておるところであります。22年度におきましては大河ドラマの放映終了に伴う観光客等が減少するものと見込まれることから、前年度予算比較ではマイナスの2.8パーセントほど減額ということを見込んで計上したところであります。数字的に見てみますと喫煙人口等の減少により年々毎年5パーセントほどくらいたばこ税の方は減少が続いているというのが社会的な現象として起きておるところであります。

それから6項1目の入湯税であります。本年度予算計上額は平年ベースの33万人ほどの入湯客数を見込んで計上したところであります。前年度より13.2パーセント、591万円ほどの減額という予算であります。3,960万円としたところであります。

それから7項の1目の都市計画税についてであります。1億3,291万円の予算計上額であります。前年度比1パーセントほどの増額であります。課税標準額が1.7パーセントほど増加したことに伴う要因であります。これは前段固定資産税のところでご説明申し上げましたように、評価替に伴う基準等が私どもが見込んだ額よりも下がらなかったということで、予算対比での増額要因であります。以上で市税に対する説明を終わらせていただきます。

総務部長　続きまして24ページ、25ページ、第2款地方譲与税からご説明を申し上げます。1項1目地方揮発油譲与税では地方揮発油譲与税法の規定に基づきまして国において徴収額の42パーセント相当が市町村に配分となるものであります。前年度決算見込みから9,200万円の計上でございます。なお、これは一般財源となるものでございます。

2項1目自動車重量譲与税であります。同譲与税法の規定により徴収額の3分の1が地方に譲与されるものであります。当年度2億6,000万円の計上でございます。その下、地方道路譲与税につきましては21年度の税制改正により地方道路譲与税は地方揮発油譲与税と名称が改められ目的税から普通税へと変更され皆減でございます。

3款利子割交付金、次のページ4款1項配当割交付金、5款1項株式等譲渡所得割交付金につきましては概要で申し上げましたように前年度決算見込みなどによる計上でございます。6款地方消費税交付金であります。消費税の4パーセントに賦課される地方分10パーセントの分ですが、都道府県間清算を行った額の2分の1を人口及び従業者の数により案分して交付されるものでございます。実質の見込みによる計上で5億9,700万円余りでございます。

7款自動車取得税交付金であります。2,030万円の減額で8,570万円、8款1項1目地方特例交付金では地方負担の軽減目的の部分でございますが、子ども手当の関係で2,947万円ほどの増の1億357万円ほどの計上でございます。

28、29ページをお願いします。一番上の特例交付金は21年度までの経過措置であるため皆減でございます。9款1項1目地方交付税は普通交付税で91億1,100万円、特別地方交付税で8億6,000万円。合計99億7,100万円の計上でございます。

10款1項1目交通安全対策特別交付金では実績などから50万円減の1,050万円の計上でございます。

11款分担金及び負担金でございます。それぞれ所要の分担金、負担金でございますが、大部分が一番下の2節児童福祉費負担金4億8,000万円弱であります。保育園の保育料でございます。

30、31ページの説明欄。一番上の保育園入園費負担金、滞納繰越分ではありますが、2,277万円ほどの滞納繰越見込額のうち500万円の計上でございます。

12款使用料及び手数料につきましては1項の使用料では2目衛生費使用料で1節休日救急診療所関係で525万円。その下の斎場使用料の新設のペット分100万円が増であります。全体的にはほぼ前年並みの計上でございます。説明欄一番下の2行目になりますが、住宅使用料関係の滞納繰越分でございますけれども、住宅使用料1,453万円ほどの滞納繰越見込額のうち150万円。住宅駐車場使用料では61万円ほどの滞納繰越見込額のうち21万円ほど計上をしております。

32、33ページをお願いします。ここでも説明欄3行目、教員住宅使用料の滞納繰越分これは全額でございますが、11万円ほど。その3行下、幼稚園保育料滞納繰越では5万円の繰越見込みのうち1,000円の計上でございます。2項の手数料ではそれぞれ特定の方に提供する役務に対する徴収をするものでございますけれども、3目衛生手数料ではごみの搬入減少により可燃ごみで2,800万円、不燃ごみで338万円ほどの処理手数料の減額から2節清掃手数料3億1,229万円ほどの計上でございます。説明欄下から5行目、し尿処理手数料、滞納繰越分ではありますが、45万円ほどの繰越見込額のうち15万円の収納見込みで計上をしております。

34、35ページをお願いいたします。第13款国庫支出金ですが、それぞれ歳出の事業に対応する項目であります。1項の国庫負担金では大きなものは2節児童福祉費国庫補助金で10億3,780万円余りでございますが、説明欄下から二つ目子ども手当の国庫負担金が8億6,433万円ほどでございます。

36、37ページをお願いします。2項国庫補助金ですが、これもそれぞれ歳出の事業の補助金計上でございます。6目の教育費国庫補助金で2億325万円ほど減額ですが、学校の耐震化事業が終息傾向によるということでございます。

38、39ページをお願いいたします。真ん中3項委託金では総務費、民生費、土木費など事務委託の他、委託金の計上でございます。前年度実績見込みから計上をしております。

14款県支出金では総額5億2,669万円ほどの計上がありますが、それぞれ説明欄記載の部分でございます。

40、41ページをお願いします。2項県補助金がありますが、総額は12億7,862万

円ほどで前年度に比べ7億8,120万円ほどの増額であります。2目の民生費県補助金1節説明欄一番下になります介護基盤緊急整備等臨時特例交付金2億923万円、これはスプリンクラー整備2事業所、施設設備3事業所、開設準備経費2事業所に対する事業費補助の計上でございます。

次の42、43ページでございますが、衛生費県補助金で2節環境衛生費県補助金で地域グリーンニューディール基金事業として浦佐認定こども園建設事業の補助4,000万円でございます。その下の労働費の部分で雇用創出関係の補助1億9,713万円ほど。5目農林水産業費2節林業費の部分で次ページ上から2行目、林業整備加速化・林業再生事業県補助金2億5,975万円ほど。木造公共施設の整備補助ということで浦佐認定こども園の事業に充当でございますが、これらの部分の増額計上でございます。

3項委託金では1の総務費委託金で4節統計調査費委託金のところ中ほどからちょっと下になりますが、当年度行われる国勢調査にかかる交付金が新規に計上となっております。

46、47ページお願いします。中ほど4項1目商工費県貸付金は地方産業育成資金の県貸付金1億400万円でございます。15款1項財産運用収入1節で土地の部分1,150万円ほど。2節で建物の部分で2,121万円ほど。3節で施設貸付料、この後また議案お願いいたしますが、光ファイバーの貸付料983万円ほどの計上であります。この項では説明欄2行目の土地貸付料の滞納部分であります。繰越見込額11万円ほどのうち3万円を計上してございます。2項財産売却収入では消防庁舎建設関連で国県に、それから旧六日町病院跡地を社会福祉法人に、東泉田市有住宅用地を道路用地にそれぞれ売却を予定しておりますのでそれにかかる収入の計上でございます。

48、49ページをお願いします。第16款寄附金は目出しでございます。第17款繰入金では1項に特別会計部分を、2項では基金から事業に充当するための繰入金の計上でございます。

50、51ページをお願いいたします。18款繰越金は前年度純繰越金を1億円計上させていただきます。19款諸収入1項延滞金、加算金及び過料では市税の延滞金等で700万円。3項貸付金元利収入ではそれぞれ資金の元利収入金の計上でございます。この項でも説明欄3行目、4行目にそれぞれ滞納繰越額の計上がございますが、2目の高齢者住宅設備資金貸付金では滞納繰越見込額334万円のうち23万円を、人にやさしい住居づくり資金貸付金では80万円のうち20万円を計上しております。

52ページ、53ページをお願いします。4項受託事業収入ではそれぞれ実績見込みによる計上でございますが、ここでは6目広域行政受託事業収入として湯沢町さんの負担の部分が増加をいたしてありまして、斎場業務で3,400万円ほど、消防業務で6,485万円ほど、不燃ごみ処理委託で3,686万円ほどが主な増加要因でございます。

54、55ページをお願いします。5項雑入であります。8ページにわたって記載をされております。1目滞納処分費、2目ナンバー弁償金、3目雑入は総務、民生、衛生、労働、農林水産業、商工、土木、消防、教育と区分をしてそれぞれ所要額を計上しておりますが、

総額で4億4,633万円余りであります。前年度に比べ1億4,442万円ほどの減額であります。昨年は労働雑入で被災地域緊急雇用創出事業の補助が入っていたのがなくなりましたので減ということでございます。

58、59ページをお願いします。9節教育雑入の説明欄7行目の給食費実費徴収金、滞納繰越額30万円ではありますが、滞納繰越見込額は246万円でございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。20款市債ではありますが、1目の充当率95パーセントの合併特例債では27億50万円。2目の総務債として臨時財政対策債が13億2,300万円。3目農林水産業債、災害復旧債及び土木債で5,950万円の合計40億8,300万円を計上させていただいております。合併特例債につきましては発行額を270億円といたしますと22年度末で114億5,700万円ほどになりますので発行率42.4パーセントということでございます。以上、走り走りで大変恐縮でございましたが、これで歳入の説明を終わります。以上です。

議長 歳入に対する質疑を行います。質疑の際は予算書のページ数を言ってから発言をお願いします。

寺口友彦君 2点ほど。まず19ページの法人現年課税のところでは法人数については前年度に対して73社ほど減る中で若干ではありますけれども、5号法人と7号法人については増えるだろうという予算でありますけれども、どの業種で増えるという予定なのかということをお聞きしたい。

それから21ページ、固定資産の分ですけれども、昨年の評価替ということで家屋について前年度に対して6.8パーセントの 予算措置でありますけれども であります。これは木造とか鉄骨とかありますが、全般的に上がってしまったというふうに考えた方がいいのか、その説明をお願いします。

もう1点は43ページの県支出金の中の地域グリーンニューディール基金事業ということで浦佐こども園ということありますけれども、要するに県産材といいますが、市内産材、これを利用することに対してのものであるのか。あとはペレットを含めてものであるのか。以上3点をお願いしたい。

市民生活部長 それでは1点目の5号法人、7号法人の増えているのはどの業種かということについては、これからちょっと調べてまいりますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

それから固定資産税の関係ですが、予算の計上時点でありましたので申し上げますと、再建築補正率というのが平成21年度予算では1.00と伸びがないだろうというような見方をしていましたが、総務省の基準ではそれが木造で1.03、それから非木造で1.04ということが示されましたので、その部分が大きく押し上げたという内容であります。ただ、土地については説明で申し上げましたように全体では、課税標準額の比較であります。2.7パーセントの減、建物については6.8パーセント増。償却資産においては1.1パーセントの減ということで、課税標準額の合計では再建築補正率の上昇、建物にかかる上昇によって全

体では2.6パーセントほどの増だと、こういうことでありますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

総務部長 お尋ねの43ページの方につきましてニューグリーンディールの方は、いわゆるペレットによる暖冷房の部分の補助金でございますし、それからもう1枚めくっていただいた上からの2行目の森林加速分が県産材の方というふうにご理解いただきたいと思います。以上です。

市民生活部長 法人の関係でどういう業種かということについてはなかなか。そのある程度法人 資本の金額によって号数が決まっていますので、業種がどうかといったのはちょっと私どもも把握しきれない。いろいろの業種がそれぞれあるのだらうと思いますが、法人登記をされて私どもの法人はこれだけの資本金ですというようなことで号数がそこに当てはまってくるわけですから、ありとあらゆる職種があるのだらうと。特殊な業種にシフトした設立ではないのだらうというようなことで、ちょっと調べようがないということでご理解いただきたいと思います。

寺口友彦君 固定資産税について再度お尋ねしますが、土地の方は評価が下がったということがありますけれども、昨年度、塩沢地域の方で水田に対する評価ということが、六日町、大和地域とあわせた感じで見直しがなされたということで、若干評価額が上がったわけでありまして。今回はそれをベースにしての評価替ということで下がってきたというふうにご考えればいいわけですか。

税務課長 昨年は評価替がございまして、今、議員ご指摘のとおり合併後のいろいろな地域間の調整等もありましたので、若干上下し、特に街中の部分については上下をした部分がございます。今年はそれから下方修正、今まで土地の価格が下がっておりますので下方修正をさせたものを見込ませていただいて、その分が下がったというふうに予算の方ではさせていただきます。

寺口友彦君 こういうご時勢でありますので、税が上がるということに対してのご理解を賜るためにもこういうような事情であるということ、昨年度も水田についてもそういう説明があつてしかるべきであったかなというふうに思っております。そこら辺が市民の皆さまのご理解を賜るようなかたちでの懇切丁寧な説明をお願いしたい。以上。

市民生活部長 できるだけこういったかたちですよ、というようなことは市報等を通じながら広くPRしていきたいということですのでしていきたいと思います。

笠原喜一郎君 地方交付税ということでちょっとお聞きをいたします。今回の22年度予算の中で基金からの繰り入れをしなくてもよかったということで予算を組んだわけですが、非常に喜ばしいかなというふうに思っています。ただ、この内容はじゃあ税収が増えてその部分がどう、ということというところではないわけです。去年より4億円ほど税収が減っていますし、20年度に比べれば、昨年も7億円減っているわけですので、11億円減って、そして予算編成だということをやまずきちんとやはり認識をしなければならないのかなというふうに思っています。

今の交付税というのは需要額と収入額のその差を補填するということですので、税収が減ってもその分交付税が増えてくるということで、なかなか財政的には保障されると言えばそれでいいわけですが、そこに財政規律の緩慢さという部分が出はしないかなというふうに思っているわけですが、一般質問でもいろいろな方がしていましたけれども、この地方交付税について見通し等ちょっとお聞きをさせていただきたいと思います。

総務部長 おっしゃるように基準財政収入額から基準財政需要額を引いたのが交付税のわけですが、元々地方交付税の方にもあると思うのですけれども、成り立ちが国でいったん税を集めて、それを同じ市町村がまばらにならないように財源を保障しようという制度でありますから。もちろん歳出の方ではきちんとそれは規律を守っていくということは大事なことだと思いますけれども。それでやるわけではありますが、制度的にはやはり税収が減れば当然それは入ってくるという地方交付税制度だろうというふうに考えております。今、財政力指数0.5ですから、それが1であればこれは全く今、議員おっしゃるようなことになると思いますが、そういう制度上ですので財政規律を守りながらその制度に乗っかっていくということだろうというふうに私は思っています。以上です。

笠原喜一郎君 そこでありますが、今年度配られた財政計画の見直しの部分には、交付税の予測だとかそれから税収の予測というその部分が付いていなかったわけです。今までの19年にいただいた部分についてはその部分がきちんと載っていました。それで先ほどの今の部長の答弁の中でですけれども、需要額から引くということですが、ではその需要額がどういうふうこれから推移をするかという部分というのが、非常に大事だと思っています。

ここにあるこの前もらった資料の中では、個別算定というのと積み上げ算定、それから包括算定とかという部分を足して財政需要額というのが決まってくるわけですが、その需要額の総額が前回の計画から見ればそう多くは増えていないわけです。だけれども、その中でその積み上げ算定の中の公債費、いわゆる合併特例債だとかあるいは臨時財政対策債に対する交付税の補填をする額というのは、やはり当然借入れが増えてくれば増えてきているわけです。ということは実際の真水の部分というか使われる部分ですね、そういう部分は私は厳しくなるというふうに思っていますけれども。財政課長がいいのか部長がいいのかわかりませんが、その辺をどういうふう認識をされているかをお聞きいたします。

財政課長 議員さんがおっしゃるように、当面の配分ベースでは一定額が確保されておりますが、私どもが財政担当課長会議等で指摘された点は、いわゆる法定税率分、いわゆる国税5税の法定税率分というのは、今年度につきましての算定額というのは7兆4,536億円と。いわゆる今年配られたのが16億円くらいだったと思いましたが、いろいろの加算の中でそういうことで本来のルールからはかなり水増しされて。それは緊急避難的に地方の財源不足等を配慮した中でとられた措置だと思っておりますが、そういう観点で見ますと長期的には正常なかたちに戻して。私どもとすれば法定税率のアップと必要な部分の確保というのをお願いしたいわけですが、国の全体の税収等を見ますとなかなかそれ

も声高には言えないような状況もあるわけです。実態としてはそういうことで、長期的に見ますと厳しいものが予想されるというふうに考えていかなければならないと思っております。以上です。

笠原喜一郎君 財政課長から今、将来にわたっては厳しいという判断がされましたけれども、私はやはり財政を預かる人たちというのは、そういう気持ちを持っていただきたいというふうに思っています。先ほど言ったように、これは地方の個別の財源だというようなことだけでなく、今年だって交付税が1兆円、1兆いくらかでしたかね、1兆733億円上乗せをされたりして地方へ配慮をされていた部分。これもそのときどきの政権によって私はやはり変わってくる部分もあるわけだと思いますので、先ほど言ったように、今年は繰り入れもしなくて予算も組めましたけれども、やはりそれは将来にわたってのなかできちんとそういう今、答弁をされたような認識を持った中でやっていくことが私は大事なかなというふうに思っていますので。もう1回では部長から聞かせてください。

総務部長 おっしゃることは十分にわかりますので、やはり厳しいのをきちんと考えながら財政編成に当たるといふことにしたいと思っております。以上でございます。

牧野 晶君 まず固定資産税ですが21ページ。ここの部分ですけれども、一般質問の中で市長の23番議員に対しての答弁に固定資産税の減免についてちょっと云々あったわけですが、その減免云々に関してなかなかしんどいような、制度的にしづらいみたいな答弁だったと思うのです。

私の認識は正直 事例として例えば東京都の方は、金額の方はちょっと私も覚えていないですけれども、例えば確か資本金が1億円以下だか1,000万円以下のその固定資産税を多少幾分なりか減免したりしているところがあるわけです。多分向こうの方は土地が高いので、要は普通の小さい規模のところだとなかなか大変だということで、こういう制度をもう何年も前からやっているわけですが、そういうふうにやっているところがあるのに、ちょっとそここのところを知っていてあえて答弁されているのか。

その認識としてちょっと私の認識というか、やっているところがあるのに、市長の方ではできないというのを大体大まかに言われていたわけですが、その答弁がちょっと合っているのか合っていないのか。もし、この場で答えられなければまた後で答えて欲しいなという思いがあるわけですが、その間違いがあると困るので、その点についてご答弁いただければと思います。

あとそれと21ページですけれども軽自動車。確かこのちょうど1年前くらいというか、10カ月くらい前に農耕車の税の部分が、今年から課税になりましたとか。それはただ理由を聞いてみればいろいろな話で、私の方は説明はなんとなくわかったわけですが、一部の人たちからやはりいろいろな声。トラクターではなくて田植機を、何で今まで税金がかかっていなかったのに、今度はかかるようになったのだ、という問い合わせが私のところにも来まして、私以外の議員のところにも来たようです。そういうところの周知をされていたということがあるかもしれませんが、もうちょっとしっかり徹底していくのがや

はり誤解を招かないような。新しく取るようになった場合というのはなかなか誤解を招きやすいので、そここのところ今後どういうふうにしていくのかと。

あともう1個、55ページの下から5つ目くらいの職員用駐車場利用。私はこの制度に対してかなり後ろ向きで、何で田舎なのにその駐車場利用料を職員から取るのかなという思いがあるのですけれども。これはやっているにはやっているのもうそういう方向なのでそれはそれでいいのですけれども。

ちょっと意見としてある方からいただいたのが、私も答えられなかったのであれなのですが、この辺の駐車場の相場というのがどのくらいなのかなというのがまずあるわけです。もらうのであれば、しっかりと相場に合わせてもらわなければいけないのではないかなというふうな意見を私はもらったのです。それに対して私はどうなんだろうね、しか答えられなかったのですが、そここのところどういうふうにご考慮されるのか、ちょっと聞いてみたいなという思いがある。今、月500円でしたっけ、ちょっとあれでしたが。そここのところ3点をお願いします。

市長 一般質問だったですか。いわゆる宿泊関係の特に民宿関係ですかの皆さん方が、お客も来ないそういう厳しい中で固定資産税のその部分を減免できないかと、こういうお話でした。今、私が申し上げたのは固定資産税そのものは1,000分の12から16だったか・・・今は1.4です。標準課税です。それを確か12あるいは上げて16、この幅は地方自治体の中でやれる。前に六日町がやっていましたね、ずっと昔の大谷さんのころ。その部分はやろうとすればできる。ただ、不均一課税ということができませんから、民宿の人だけこうします、他の人たちはこうです、それはできませんという話を申し上げたのです。東京都がどうしているか私はわかりませんが、私の乏しい知識の中ではそういうことだと思っております。

そこで質問にない部分ですけれどもお答えしておきますが、牧野議員からおっしゃっていただいていた都市計画税ですね、これは廃止をして固定資産税に広く薄くという思いでいろいろ調べてみたら、今度は固定資産税の中に加えると、例えばそれを0.1パーセント上げるとしますと、償却資産に大幅にこれが入ってしまって特定の業界、業種にいわゆる減免した部分の上乗せ分が相当いってします。8割近くそうになっていたか、どのくらいか・・・1億何千万円の都市計画税を例えば止めて、その部分を広く固定資産税と思ってやりますと、その償却資産の方へ大幅に入ってしまうと、それをやると今度はもういわゆるその業界といいますか業種、その会社そのものがとても南魚沼市になどいられないという状況になるおそれがあるということが判明しました。

まだ、都市計画税を廃止とかどうだとかという議論はもう少し続けますけれども、固定資産税に広く薄く上乗せしてということはちょっと。すればできますけれども非常に無理があるということが判明しましたので、これはもう少し検討させていただくということで、この後は余り質問しないでください。そういうことであります。今私の言っていることでもいいのかな、固定資産税部分 そういうことです。あとは担当がお答えします。

市民生活部長 軽自動車税の説明不足だったというようなことのご指摘につきましては、まさに私どもその点はそうであったなというふうな思いでありますので、新たに課税が発生するような状況になった場合には、広くご理解いただくような方法で周知をしていきたいということで考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

総務部長 職員駐車場のことでございますけれども、今、相場が月額6,000円くらいなのか。その辺はちょっと承知をしておりますけれども、これは組合との合意の中で、いわゆる行政財産として、あるいは職員の駐車場としてある部分の、いわゆる維持管理の部分にあてられればということをお願いをした部分でございます。いわゆる駐車場として借りている、そういうお金を徴するという気ではありませんので、その辺をご理解いただきたいと思います。

牧野 晶君 後段の2点についてはわかりました。固定資産税の方のちょっと話をさせてもらいますと、標準税率1.4というのはわかるわけです。1.4パーセントね。そこから例えば下がる1.3パーセントとかにすると、今度はお前さんのところはもうかっているから楽だからその分交付税の算定も減らしますよという、それもわかるのです。だけれども、その方法としてそれに影響しないのが減免なわけですよ。ある一部分だけ減免する。それを東京都はやっているようなのです。

要は1.4だけれども、ここの部分だけ例えばある特定の決まりを決めて1億円なのか1,000万円なのかちょっと忘れちゃったけれども、そこ以下の土地を持って、事業系を持っている人は幾分か減免しますよと。

そういうふうな制度を私はやっていると思うので、市長の言われる全部を1.3とかにすればまたお国からの交付税の方にも影響してくるかもしれませんが、その点、ちょっともう1回、今度には課税の方が答えてくれるみたいですので、その点よろしくご答弁いただければと思います。

税務課長 一般質問の答弁のところでも市長の方から答弁をさせていただきましたけれども、減免に関しては極めて限定的な取り扱いがされているということをご承知のとおりだと思います。東京都の事例というのは、私どもちょっと詳しいことは承知しておらないのですが、減免規定そのものがそれぞれの税条例で細かいところを決めるという部分がございます。そういった中で運用させてもらっているのですけれども、ある特定の業種で減免をするというようなこと、あるいはその特定なエリアで減免をするということは、今の段階ではかなり難しいのではないかとこのように思っております。

ただ、不均一課税の中でも指定をされている部分がございます。例えば国際観光ホテルの関係ですとか、それから私どもの場合ですと工業導入で入ってきたところですかというところは、一定期間について課税の軽減をさせてもらったりしていますけれども。そのようなことでの取り扱いで今のところはやるしかないのかなというふうに考えております。

中沢俊一君 市税の件についてお伺いしますが、21ページ、固定資産税であります。去年も同じような質問をさせていただきましたけれども、この償却資産。私ども、企業とい

いますか地元産業の動向を見るのに、この辺しか推測することがないものですから、今年のこの630億円余り。これの去年、今年、この辺の見通しの動向についてちょっと説明をお願いします。

もう1点ですが、ちょっとこれは今日の思いつきなのですけれども、41ページ、民生費の県補助金2億900万円余りのスプリンクラーの助成があるわけですが、今回も非常に痛ましいグループホームの事故がございました。スプリンクラーが設置していなかったということでこの辺にあれでしょうか。このスプリンクラーに関しての補助は、この先どんなかたちで続けられてくるのか。また、どういうところに整備をしようという計画があるのかちょっと聞かせてください。

市民生活部長 固定資産税の中の償却資産の動向がどうだかということでありまして。それぞれ1月1日現在における資産の申告を受けて、私ども課税標準をある程度積み上げるわけでありまして、今年の638億1,900万円ほどの課税標準に対して前年度どうだったかということですが、前年度は645億1,400万円で、率にして1.1パーセントほど減額になっているということで。非常に厳しい経済情勢の中で当然1年経てば商品は減価するわけですから、それは減るのはいいのですけれども。新たにまた投資をしていくというのが普通回転をするわけですが、なかなか全体では減っておるということで、この厳しい経済情勢の中では設備投資もおぼつかないでいるのかな、ということが私どもの感覚として持っております。償却資産については以上です。

福祉保健部長 41ページのスプリンクラーの関係でございますけれども。スプリンクラーにつきまして、グループホームの関係につきましては一応平成21年度で県の補助をもらいまして、整備できる施設については一応整備が済んだというように認識をしております。それですべてかというふうに申し上げますと、県の補助要綱から外れている施設もいくつかございますので、そこについてはまだ整備されていない施設が1カ所、あるいは2カ所程度あるだろうというふうに思っています。その他の施設、県の補助要綱は一応基準では床面積が275平米以上の施設というような格好になってはいますが、面積的にそれよりも少なくとも消防署の方との話の中で、消防からの意見書といったものがあれば整備ができるというような格好になっています。補助要綱に乗った中では、一応グループホームについては整備が済んだというふうに認識をしております。今年度、平成22年度の予算に載っているのは小規模多機能型の施設についての2カ所ですか。スプリンクラーを整備するというので今回のこの22年度予算にその分が計上されているということでございます。以上でございます。

佐藤 剛君 ちょっと細かいところにも触れるかもしれませんが、3点ほどお願いいたします。37ページですが、国庫補助金の中に生活保護適正実施推進事業補助金10分の10、100パーセント補助ですけれども、この事業があります。その内容をちょっと教えていただきたいと思っております。民生費の方に生活保護システム整備というのがありますけれども、そこら辺の関連もあるかもしれませんが、その内容をちょっと教えていただ

きたい。

次が47ページですけれども、県委託金の中で学校支援地域本部事業県委託金。これは多分3カ年のモデル事業で大崎小学校で行っている事業だと思うのですけれども、その内容と、モデル事業ですのでこれが終わった後の取り組みの考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

もう1点が53ページですけれども、一番上の19年異常少雪緊急経営支援資金預託金元金収入ということです。これは18年度の冬の少雪に伴ってのこれなのですが、この元金、元金収入が19年度から入ってきているわけですけれども、予定どおり入っているのか。計画、いつまでで収入が終わる予定になっているのかということ。これを受けて7款のところでは預託金としてまた支出するのでしょうかけれども、予定どおり入っているかということ、そしてそれに伴って滞納というか滞っている部分があるのかないのか、ということをお聞きしてみたいと思います。

福祉保健部長 37ページでありますけれども、10分の10の補助の生活保護適正実施推進事業補助金ということでございますが、これにつきましては歳出の123ページの上から5段目ですか、生活保護システムの整備事業ということで1,200万円ほどの金額が載っておりますが、これに充当するものとして10分の10の補助ということでございます。

内容としましてはデータシステムの整理及びレセプトの電子化、そういったものを進めたいということで、厚生労働省と市町村との要はデータのやり取りですか、そういったものができるようになったり、あるいは市町村間での情報の共有だとか、そういったものにも利用できるというようなものでシステム改修の費用ということで、10分の10の補助ということであります。以上でございます。

教育長 お尋ねの学校支援地域本部の事業の概要、それから今後のことについて簡単にご説明申し上げたいと思います。

この事業は簡単に言いますと学校と地域の連携を進めるうえで、具体的にどういうことをやったらいいか。あるいはどういう人材にお願いしたいか。というふうなことをコーディネートするコーディネーターを設置するという費用が、その中心をなすものであります。

お尋ねのようにこれは大崎小学校で実施しているものでありますが、こういうコーディネーターをお願いすることができると、非常にスムーズに回ることがわかりました。実証できました。ただ、国の方も財源難の中で新規の採択はしませんし、3年間の事業年期間をもって終了するという状況であります。

同様な取り組みを今第2上田小学校がやっております、こちらは全くのボランティアで進めております。私どもといたしますと、この両方をにらみながらすべての学校で実施するには、とてもコーディネーターに報償を支払ってということはなかなか難しいところがありますので、何とかボランティアでやっていただける方法はないかというふうなことを今模索しているところであります。以上であります。

産業振興部長　それでは異常少雪の関係でございますが、これにつきましてはあくまでも預託金でございますので、これは市とそれから金融機関で対一を出しますので、21年度末のまだ借入残高といいたいでしょうかそれが800万円ほどあると。それを市の方からこの400万円を用意して、残りの400万円は金融機関がそれぞれ融資するわけですが、合算したものをこの該当の皆さん方に融資をするという内容でございます。当然年度末になりますとこの金はいったん全部うちの方からやった分は入ってきますし、そのかわりまた4月の1日になりますとこれを金融機関にうちの分だけを出して、金融機関がまた自分たちの分を合算して融資をするという内容です。それから当然ここには信用保証料の関係で当然裏を考えているわけでございますから、基本的には滞納はないということで承知をしております。

佐藤 剛君　わかりました。では最初のところだけ、生活保護適正実施推進事業のことだけちょっともう1回お聞きしますけれども、内容的には123ページのシステム導入というので厚生省とのやり取りでデータ整備ということなのです。1,200万円、10分の10の事業ですので特に問題もないのですけれども、ただ、そういう生活保護の対象者は本市には100人くらいということ。こういう事業、システム整備をすると同時に私としては自立支援といいますが、そういうところもこの事業の中には含まれているのかなというような期待もありますし、そういう趣旨も含まれていると思うのです。このシステム導入によってそういう自立の支援みたいなものもできるのか。その辺の可能性みたいなというか、そこら辺もちょっとお聞きしたいのです。

福祉保健部長　このシステム整備でございますが、自立支援というようなことで。このシステムを整備することによって、すぐに自立支援に結びついていくかということになると、それはちょっとそこまではいかないだろうというふうに思いますけれども。要するに市町村での生活保護者、あるいは生活保護世帯の実態を分析とかそういったものができますので、そういったものをいろいろな市町村間での情報のやり取りといいますが、そういったものをしながらよその市町村ではどういうふうな格好でもって就労支援をしていくとか、あるいは自立の支援をしていくとか。そういったものは私どもが支援をしていく分には十分参考になるだろうというふうに考えております。そんなことです。

桑原圭美君　私の質問はまず20ページの固定資産税であります。昨年評価替があったということでしたが、建物の評価が余り下がらなくて予想外に上がっております。金融機関の場合、平成18年からパーゼル2という新しい評価方法になりまして、家屋の増改築した場合でも延べ床面積が増えていない場合は、資産価値としては認めないというような新しい評価方法があります。お客様がせっかく何千万円もかけてリフォームしても資産が増えない。そして金融機関の方もお預かりしている担保等の資産が増えなくて、金融機関も資産が増えないというような状況が今、生まれております。

そういった中で固定資産税が増えているという状況になりますと、お客様とか金融機関の資産が増えない中で、お客さんだけの負担が増えているのかなというような印象も受けます。金融機関のような増改築時における資産評価の方法というのは、特別に何か変化があればお

聞きしたいと思います。

次が24ページ。利子の交付金でございますが、これは単に市中銀行等の貸し付け、そして利子の減少があったということでこのようなことになったのかお聞きしたいと思います。

次が31ページ。中之島診療所医師住宅使用料36万円というものが計上されておりますが、設備等の規模を考慮してこれが妥当な使用料であるかどうかお聞きしたいと思います。

次、39ページ。国庫支出金の3項に自衛官募集事務委託金3万円というのがございますが、これが一体どういう業務をしているのか。そしてどのような成果があったのかお聞きします。

47ページ。財産収入のところで、利子及び配当金710万円計上されておりますが、この運用方法をお聞きしたいと思います。

あと57ページ。3節雑入の中之島診療所指定管理者負担金。これは360万円計上されておりますが、この360万円はどのようにして算定したかお聞きします。以上です。

市民生活部長 固定資産税の家屋にかかわる評価の関係であります。これはちょっと難しい部分といえますか公式がございまして、それは全国一律に総務省が指示をする単価をかけて算出をします。いわゆる物価水準による補正率というのが示されるわけでありまして、この22年度でありますれば木造が、前段申し上げましたように1.03、非木造が1.04という指示単価であります。さらに固定資産税の課税標準を出す段階で、設計管理費等にかかる補正率等も示されてくるわけでありまして。木造の場合は1.05で非木造が1.10ということで、これがそれぞれ総務省の指示単価であります。

これらを受けて新築家屋については課税が翌年度になるわけですから、そこで経年減点。1年経つわけですから、経年減点補正率がかけてされてくると。在来家屋につきましても前年度における再建築。新たに今のこの建物を作ったらどうかというものの再建築補正を算出して評価をしていくわけですね。増築をしたとか、あるいは改造した部分で、新たにその容積が膨らむ部分等々があればそれは再評価をしていくわけですが、ただ、部屋の中の間仕切りのグレードを上げたとかという部分については、評価というのはその都度しませんので、なかなかこの課税標準額のところには反映してきません。評価の仕組みとしてはそういったかたちで、古い家を今現在作るとしたらどうかというような評価を、指示単価に基づいてやるということですのでご理解いただきたいと思っております。

総務部長 最初に利子割りの交付金であります。これはおっしゃるように預金利子に対する課税がぐるっと巡り回って返ってくるということですので、利子が減ったということでございます。

それから31ページの中之島診療所の住宅が妥当かということでございますけれども、月3万円ということでございます。それでなくても今ドクターがいらっしゃらない時期ですので、本当を言えばもっと安くてもいいのかなという気もしないでもありませんが、妥当だろうというふうに思っております。

それから39ページの自衛隊募集の関係でございますけれども、広報に載せたりパンフレ

ットといいますか、チラシ、ポスターを貼ったりしておりますが、これは自衛隊法の中で募集事務が市町村長の事務ということになっておりますので、その部分だというふうに思っております。近ごろ入隊が1名だったというような話は聞いてございます。

それから47ページでございますが、財産運用の方では、例えばふるさと基金ですと国債を会計管理者の方で買っていらっしゃると思いますので、そういう部分の利子だということで・・・（「使い道は」の声あり）使い道ですか。（「どのように運用しているか」の声あり）ではそういうことでお願いします。

それから中之島の57ページの360万円でございますが、これは指定管理にあたって先生の方から出していただいたものを協議をして、その中で360万円が妥当だということでお受けをして、指定管理に決めさせていただいたという状況でございます。以上でございます。

腰越 晃君 20ページの固定資産税及び軽自動車税について伺います。市民税トータルで82億円から75億円で、今年は71億円という予算になっているわけです。やはりこういう時期ですときちんと納税をしていただくと、納税の義務をきちんと履行していただくというのが非常に重要ではないかなというように思っております。そうしたところ、この固定資産税の滞納額は12億5,000万円ということで、非常に高額になっております。今ほどの説明の中で大口滞納者が多いということなのですが、どのくらいの人数がいらっしゃるのか。市ではどのような徴収方法をとっているのか。ある程度実力行使的な強制的な徴収方法も必要ではないかなというように思うのですが、その辺のところの見解を伺いたい。

それから軽自動車については1,100万円を超えていると。軽自動車1台当たりの税額を考えるとこれもかなりの台数に上っているのではないかなというように思うのです。台数はどのくらいあるのかわかればお聞かせください。

それから同じようにやはり全国の自治体では、この軽自動車税。他の税金もそうなのですが今非常に、先ほども申し上げましたが、実力行使といいますか、そうした強制力あるいはそういう徴収に来たんだよ、というのが外からわかるような服装等、そうしたものを導入しながら税の徴収に努めているということも聞いております。

そういう中で本市、やはりきちんと税金は納めていただくと。私の知っているおばあちゃんでも、お金はないけれど税金だけはきちんと払うんだよと、そういう方々もたくさんいます。やはり税金負担の公平性、平等性という面から考えても、やはり払える力があって払わない人から、払っていない人からはきちんと取ると。そうしたことが必要ではないかなと思っております。その辺の考えですね、基本的な考え方について、こういう時期ですので伺いたいと思います。

それから43ページ。保健衛生費県補助金。自殺予防対策促進事業県補助金ということで、額は少ない120万円なのですが、金額的に大分昨年よりも増えているかと思っております。取り組みの内容等に変化があるのかどうかお伺いをしたいと思います。

それから46ページ。不動産売払収入なのですが、ちょっと説明が速くてよく聞き取れな

かったので、もう1回お願いしたいと。それから市が持っている、あるいは土地開発公社が持っている遊休資産等も相当な額があるわけです。これは毎年お聞きしている内容なのですが、今年度特にこの土地は売っていききたいとか、あるいはこういう策で積極的に売り込むだとか、そういうものがあればお伺いしたいと思います。以上お願いします。

市民生活部長 1点目の固定資産税の滞納の内訳といいますか、人数的な部分でご説明をさせていただきます。大体1,600人ほど固定資産税 他の税目もあるわけですが、固定資産税と称する税目、固定資産税を滞納している方が1,646人ほどおられるということでありまして。そのうち500万円以上の方が全員のうちの30人ほどで占めております。それで人数割合は全体の1.8パーセントでありまして、金額の占有割合は57.6パーセントということですからかなり大口の金額が滞納になっているという、そういう実態であります。

それから軽自動車税の滞納であります。ちょっと資料が古くてあれですが、平成20年度の決算の内容でちょっと申し上げさせていただきますと、平成20年度の繰越調定額となった軽自動車税では、台数的には5000のバイクからフォークリフト、ミニカーといろいろあるわけですが、それを含めて2,400台くらいになっております。

これは既に廃車になっているのだろうということで、ナンバーを付けたまま売ってしまうとかいろいろなケースがあるのですが、現実的にナンバーを返還されていないということで私どもの課税台帳に載ってくるというようなことがありますし。軽自動車税なんかにつきましても当然納税証明による車検制度があるわけですので、2年経てばもう乗れないわけがあります。その証明がなければ車検が受けられないわけでありまして、非常に不可解な状態ではあります。なかなか現実としてはそういうことが起きておることです。その点は苦慮していますが、そういうことで滞納になるケースというのがあります。ですので、ナンバーを返していただくということが大切ですし、行方が不明、会社が倒産をしてしまって、その物がもうないというようなこと等もなかなか追跡がしづらいというのが実態としてあります。

それから議員言われるように税金は納めていただく、平等性、公平性が極めて大切だと。まさにそのことであります。収納率を見ていただいても95パーセント以上の方から納めていただいているわけです。それらの人たちにつきましても、非常に難儀をして、あるいは苦勞をして納税をしていただく人たちも当然いるわけでありまして。公平性、平等性の観点からいたしましてもきちんと納めていただきたいというのが私どものお願いであります。考え、思いとしてはそういう思いでありますので、別に累増しているのは非常に苦慮はしていますが、早く好転をしてもらおうということ以外に申し上げられませんし、一生懸命滞納の縮減に向かって努力をしているということだけは申し上げさせていただきますと思います。

考え方としては今のところ、市長がよく答弁していますが、それをある程度遅れながらもありますが、定期的に、金額的には納税されているが縮減になっていないという実態もあるわけでありまして、それらを一番、私どもがしているのは現年分の課税額を残さないということでありまして。それをまず目標にやっていると。それから現年分の完納はもちろんで

ありますが、過去に滞納になった分も上乘せをして納めてくださいというような計画納税の指導をやりながら、私どもも一生懸命やっているところでもありますので、そういったことでご理解をいただきたいということでもあります。以上です。

福祉保健部長 43ページであります。自殺の関係であります、125万円ほどの補助金でございます。この自殺予防に関しましては県単の事業で3年事業の3年目ということであったのですが国の方で、一向に自殺者が減るような様子がないというようなことで、今年度、22年度から国の事業に振りかわりまして23年度までというようなことの1年目になります。補助率は10分の10ということですが、内容につきましては歳出の125ページの中段ほどに乗っておりますが、市としましてはできるだけ早い時期に相談窓口を設置していきたいというふうなことで、21年度も実施をしましたが、上越市の方が今実際に相談窓口を設置しているということでその職員を呼んで話を聞いたり、職員の研修あるいは人材養成。そういったものを中心に事業をやっていきたいというふうに考えております。

それから自殺予防の周知啓発と申しますが、そういった事業も一緒にやっていきたいということでFMゆきぐにさんの方にそういったようなことで、今はちょっとはっきりしませんが、確か1週間に10分程度の枠をいただいた中で周知啓発と申しますが、そういったような事業もやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

総務部長 大変説明が早くて申し訳ありませんでした。財産売払収入では消防庁舎の関連で国県、国、県に用地を売却いたします部分がございまして。それから旧六日町病院、ここの杜さんという福祉施設がございまして、その部分の増設の関係で跡地の売却を予定していますし、それから東泉田市有住宅の部分がバイパス関連の道路用地ということで売却の予定でございます。それから公舎の部分につきましては売却はいたしたいのでございますが、今の段階でここを売却できるということにはなっておりません。一生懸命頑張りますが、ちょっと難しいと申した状況です。以上です。

腰越 晃君 固定資産税、軽自動車税、やはり固定資産税についてはかなり頑張っているのだからというふうに私は理解しております。そういった税収、徴収に歩いている方からも話を伺っているのですが、やはりもう少しわかるようなかたちで、もうどうしても払ってもらえないような方については、やはり周りから見てもわかるようなかたち。先ほどちょっと他市町村の例もあるというような話を聞きましたけれども、やはりしっかりと取れるように強制力の方法というのを考えておられるのかどうか。その辺のところをお聞きしたい。

軽自動車税についてはやはり正体がわからないものでこうやっても仕方がないので、やはりある時点できちんと精査をして取れるものは取ると。自動車を差し押さえても取ると。というようなかたちでやっていくべきではないかなと思うのですが、考えをお伺いしたい。もう1回お願いいたします。

それから不動産売払なのですが、これは毎年毎年申し上げていることですが、やはりある程度戦略的、計画的に作戦を練ってやらなければなかなかこの遊休不動産を処分する

ことはできないだろうと。そうしたところについてなかなか市の考え方、動きが見えない。努力をしていますということであって、また、この土地が欲しいと、そういうものを待っているだけでは、なかなか処分は進まないのではないかなというように考えております。きちんとやはりそうしたある程度、戦略計画的に処分していこうという、そういう考えはないかどうか。もう1回お願いします。

総務部長 当然やっていきたいというわけでありますので、例えば簿価割れてお願いをするというようなことを、また後日お願いをしていかなければならないようになるだろうと思っておりますが、積極的に売却をしていきたいという考えではおっしゃるとおりであります。

税務課長 今ほどの滞納整理に来たよ、ということがはっきりわかるような方法はとれないかということでございますけれども、非常にこの部分につきましてはデリケートな部分がございます。一方ではそういう部分があるわけですが、他方ではあからさまに周りの人にあそこの家は滞納しているということがわかるわけですし、そういった部分がありますので、なかなかはっきりと看板を背負っていくということがやりにくいというのが現状でございます。

ただ、今年の状況でございますけれども、一般会計の滞納繰越分の徴収金額につきましては昨年度比較で1,000万円ほど余計に徴収をしてございますけれども、いかなながら調定の方が5,000万円ほど増えておりますので、なかなかその増えていく調定に追いついていかないというのが現実の問題としてあります。この部分については1月末の徴収の実績で私は話をしておりますので、皆さんのお手元の方には資料としては出ておりません。それから強制的にかなりやれないのかという部分でございますけれども、私どもの方も従前と違いましたかなり強制執行の方に力を入れてきております。

ちなみに12月末の状況でございますけれども、差押え件数等につきましては前年比で不動産は6件、預貯金で44件、給与1件、国税還付金で19件等々、昨年に比べますとかなりそういったかたちでの強制換価になるような行動を起こしております。不動産につきましてはなかなかすぐに売却ということができませんので、すぐ現金化ができませんけれども、こういったことの積み重ねが最終的に徴収実績につながっていくというふうに思っております。

腰越 晃君 税金の徴収方法なのですが、やはり話を聞きますと大口滞納者が多いのだと、先ほど市民生活部長の方から話がありました。デリケートな問題であるということは百も承知で質問しているわけであります。払える資力があって払わないという、そういう方々についてはやはり95パーセント以上、100人のうち95人がきちんと払っているわけですから、そういう方々については周囲にわかるような方法であっても徴収を行うべきではないかなと。差押えも行うべきではないかなというように考えるのです。そういう厳しさを見せるということも重要ではないかなというように考えるわけです。そうしたところどうでしょうか。やはりデリケートさをわかったうえで私は質問しているのですが、再々答弁をお願いいたします。

市長 今、課長が申し上げたのは一般的な部分です。いわゆる個人的な部分も含めて。だってお金をもらいに行きますと言っても、昼間来ないでくれるかと、そういう人もいらっしゃるのです。やはりそれは知られたくない。それはきちんと守ってやらなければなりません。今おっしゃっている、悪質ですね。悪質でなんていうのはやりますよ、すぐ。ただ、相当金額が今まで積み重なってきて、払いたくても払えないし、でも計画的に計画納税の相談に来たり、そういう皆さん方をすぐ差押えでも、毎々申し上げておりますけれども、では差押えをして市に何の利益が出るか。出ないのです。そこを倒産させるだけです。

ですから、1円でも10円でもとにかく余計納めていただけるように、そういう相談をしながらやっているということです。1回、これは去年だったか申し上げた、預金差押えをするよと言ったら、すぐ払ったところもありました。ですから、硬軟織り交ぜながら、柔硬織り交ぜながら、ありとあらゆる手法を使ってはやっておりますが、そうそう議員おっしゃるように行つてすぐ差し押さえて来いということは、それは私は厳に慎め、戒め、いよいよになればそれはやりますけれども。そういうことでやっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長 休憩とします。休憩後の開会は11時10分とします。

(午前10時55分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

中沢一博君 すぐに終わりますのでお聞きいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。ご理解のほどをお願いいたします。細かいことで恐縮でございますけれども、33番、教育住宅費の滞納の件ですけれども。個々の問題ですからいろいろ言われませんが、普通は教員であれば考えられないような、私は思ひがありますけれども。個人的なことは結構ですけれども、どういうことでこういうふうになっているのかちょっとお聞かせください。どういうと言うか、普通考えられないので、ちょっとこの状況をもしお聞かせいただければありがたいと思ひます。

それと他の方から話があると思ひて言わなかったのですけれども、どうしても私、聞かなければいけない部分です。それは59ページの皆さんもご承知のとおり給食費の滞納の件でございます。これから246万円ですか、滞納があるということで、そのうちにということで話がございましたけれども、この部分はどうしても。これから今、子ども手当等がささやかれておまして、この現状というのをまず。現実に、本当に払われない方は致し方ないですけれども、払えるべくして払わない方も多分いらっしゃると思ひます。その実態等を、私もこれから大事な部分でございますので、その状況等お聞かせいただきたいと思ひます。以上でございます。

教育次長 33ページの教員住宅の使用料の滞納分でありますけれども、言われましたように確かに考えられない、普通は考えられないわけですが、実際そうしたわけがあります。内容といたしましては平成19年度に1年だけ非常勤講師として勤めた方が滞納さ

れた内容であります。私どもの方で督促等をやっていたわけですが、督促管理のチェックがちょっと甘かったということでもあります。滞納がわかった時点ですぐ一括納付を請求いたしましたけれども、本人はその後定職に就けずにアルバイト程度の収入しかない。どうしても一括納付ができないということで、やむなく納税制約書と取りまして、一月に1万円ずつということで納付していただきました。30万円ちょっとくらいあったわけですが、今現在、18万円くらい納付しまして、あとここに残っている11万8,000円は今年度中には完納されるかなど。今のところ毎月納めていただいているわけでもあります。そういうふうな状況で本当に申しわけなく思っておりますが、そういったことでの滞納は一人分の内容であります。

それから59ページの給食費の滞納の分でありますけれども、この200万円ちょっとという話になりますと、これは21年度分の現年度の滞納見込みを含んでの内容でありまして、20年度までの金額につきましては、年度当初いわゆる滞納繰越分ではありますが、20年度、21年の5月現在で約190万円ほどあったわけですが、それにつきましては70万円ほど徴収させていただきました。滞納繰越分につきましては今現在約120万円くらいの内容であります。人数的には児童生徒数で見ますと33人。世帯数でいくと約20人くらいの方であります。

これにつきましては学校教育課といたしましても、課員が二人一組になりまして、かなり一生懸命集めていただいたというふうな内容であります。以前に比べますとこの徴収額というのはかなり増えている。70万円ほど徴収いたしましたけれども、増えている内容であります。内容といたしましては、納められるけれど納めないというふうな方はそんなに多くありませんでして、やはりこう見てみますと母子世帯だとか、あるいは今失業しているとか、そういった生活に困っている方がほとんどであります。

そういう方につきましては補助制度ですかね、就学援助というふうなかたちもあるわけですので、そういったことをやりますが、それ以前に滞納した分についてはどうしてもたまるわけであります。そういったことで一生懸命集めておりますけれども、ほとんどの方がそういったことでまだ納めていないと。そういうふうな内容であります。

中沢一博君　　そうしますとおっしゃったように、納められて、できなくてというのは私どももうそれ以上は言いませんけれども、今現在、現場のこういうふうにしていて、納められるべき能力がありながら納めていないというのはどのように把握されていますか。どのくらいに把握されていますか。お聞かせいただきたいと思えます。

教育次長　　先ほども言いましたように、私ども課の方で班を作りまして、かなり頻繁に伺っておりますので、納められない人というのはいます。本当に納められないという方がおりますけれども、そういう方につきましても、なるべく少額でもいいからということで、全部納められなくてもということでわずかずつでも納めていただくと。そういうふうなかたちで納めていただいております。

全然納められない方、どうしようもない方につきましては、もう不納欠損ということで前

年度でやりました二人の方おりますが、そういうかたちで処分しますが、それ以外の方についてはできるだけ、少しずつでもいいから納めていただきたいということで、一生懸命やっているところです。

中沢一博君　納められるべき能力がありながら納めていない方をどのくらい把握しているのか。具体的にどのような行動を行っているか。私はなぜこんなことを言うかということ、皆さん議員の方もみんな心配しているのは、これから子ども手当等が出てくるわけでありませう。そうしたときにそういう滞納者に対して、見て見ぬふりをしていいのかということ、やはり私たちは厳しく言わなければいけないところは、言わなくてはいけないわけでありませう。その点どういうふうにお考えですか、ということでございます。

学校教育課長　3人程度です。状況としては先ほど言いましたように二人一組で滞納処理に行っております。それでどうしても、納められるのに納めないような方については、私が校長室に来ていただいたり、私が出向いてお願いに行っております。そういう保護者は、私が今出向いているところは3世帯ほどあります。以上です。

山田　勝君　簡単なところで2点ほどお願いしたいと思ひます。ページは23ページの中ほど、入湯税のところでありませうが、どれくらいの滞納があつてどのように対応されているのか。平成21年の予算のとき確かこういう項目がなかつたような気がしたもので。

続きまして53ページの湯沢町との広域行政の関係ですけれども、ちょっと聞きもれかもしれないのですが、斎場とそれから消防の受託。これがちょっと金額が伸びております。その辺ちょっと説明いただければと思ひます。

市民生活部長　入湯税の関係でありませうが、滞繰分として84万円ほど計上させてもらいました。この原資が186万8,000円ほどが滞繰となっているということでありませう。これはご存知のように特別徴収で客からの預かり金であるわけでありませうので、ある、ないという議論というのは当然されないわけでありませうが、現実的には滞繰になってしまうというようなことが起きていることだけは事実でありませう。

この186万8,000円の滞繰、繰越額の現年分として、いわゆる平成21年度の部分でなっているものが76万9,000円ほどまた上積みになっている部分があります。なかなか特別徴収による預かり金ということが理解していただけないのか、他の要因があるのかわかりませうが、現実的にはそうなっているということでありませう。徴収の努力には努めておるわけでありませうが、なかなか完納になるまでにはまだ至っていないということでありませう。これの縮減も一生懸命私ども取り組んでいきたいということでありませうが、現実的には発生してしまつたということでありませう。

総務部長　これも説明の方がちょっと速すぎて申し訳ありませんでした。6目広域行政受託事業収入の部分でございますけれども、斎場業務で3,400万円ほど。消防業務で6,485万円ほど、不燃ごみ処理委託で3,686万円ほどが増加ということでございます。(「要因を」の声あり)

斎場につきましては当然建設の部分でございます、消防につきましても同じございま

す。不燃ごみについて、榊形山の最終処分場の部分の負担があるということで増えております。以上です。

山田 勝君 広域の方は了解いたしました。それで入湯税のところ平成21年で76万円発生してきたと。天地人でお客様が来られて、そういう宿泊関係は増えたのではないかと思うのですが、そこでその76万円が発生したということが今までの継続のところであるか、その辺。それから一生懸命その請求なり徴収なり行っていると思うのですが、もし、同じ業者というか同じところであるなら、やはりそれなりの対応が必要ではないかと。その辺を伺いたいと思います。

市民生活部長 その186万8,000円の内訳をまずちょっと申し上げますが、過年度から繰り越されている部分が274万円ほどありまして、当該年度その部分としての収納になった部分が164万円ということで、差し引き109万円が前の部分の繰越になっているということであります。

それからもう1点が現年課税分の中で76万円ほどが繰り越された結果、新年度においては186万8,000円になるだろうということでもあります。現在49人の方から入湯税の課税、特別徴収義務者になっておられるわけでありまして、今言われたように天地人による入湯客数が増えて、特別徴収ですから預かり金でありますので、当然増えたなら増えたなりの比例で入っておるわけでありまして、当然、納めていただかなければならないということで、私どもも強く督促をしているところでありますが、総合的な要因の中でどうしてもそれが納まってこないという実態であります。ですので・・・(「1社なのか、いくつもあるのか」の声あり)では税務課長の方からちょっと。すみません。

税務課長 お答えをいたします。最終的に滞納繰越になった 失礼しました。前から滞納繰越でつながってきているところは1社でございます。それから今、部長の説明の中で76万円ほど滞納繰越になるであろうという説明がありましたが、どうしても年度をまたぐところが数社ございまして、その辺につきましても鋭意、年度をまたがないように私どもの方でも努力をしておりますけれども、例年の実績からいくとそのようなかたちでどうしても少しまたいでしまうと。頑張って5月末、会計閉鎖期までには決まりをつけたいということで努力をさせていただきたいということでございます。

塩谷寿雄君 22ページ、たばこ税ですけれども、かなりの額をたばこ税が占めていますよね。健康のためにたばこをやめようというのが全国的に広まっているわけですが、本当に吸う方からしてみれば窮屈な場に追いやられていると思うのです。今回もまた減免というのはそういう健康の面で多分禁煙者が多くなるだろうというふうに減免されているわけですが、

学校の構内でも本当に吸えないような状況になってきまして、吸っている職員の方というか、先生方もいるとは思いますが、吸えなくなることによって、多分たばこを吸っている方って吸えないとイライラすると思うのですよ。それが子どもに対して何ていうか、イライラが爆発したり、隠れてもし便所で吸っていたりする人がいて火事になったとかと。

それはすごい大事になると思うのですよ。なので、20歳以上は吸っていいという決まりもあるわけですので、もうちょっとその辺考慮したというか、もうちょっとあれはできないのですかね、という質問と。

あと、もう1個7番議員さんの関連で、子どもの給食費滞納とかあるのですけれども、滞納していくと額がかなり増えてくるわけですよ、払っていかないと。初期の段階でやはり回収するのに力を入れていかないと、たまっていくとなかなかやはり徴収って難しくなると思うのです。払う方も。それに対してどういった、初期段階での早めの対応というのを考えていく考えはないのかというのをお聞かせいただきたいのですが、お願いします。

総務部長 たばこにつきましてはやはり健康増進法もありますので、公共施設が禁煙あるいは分煙ということになるかと思うのですけれども。学校のことはまたちょっとあれですが、適正なやはり分煙をきちんとしていくことによって、お互い共存するということにさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

市民生活部長 縮減の対策は、まさに現年分の部分を完納してもらおうということ以外に手はないわけでありまして、私どもも現年度分のきちんとした納税をしてもらおうと。滞納をしている部分についてはさらにその上に上乘せをして納めていただくというのを、粘り強くお願いしたりしているわけですが、現実的にはなかなか現年分さえもはかばかしくないという部分が実態としてはあります。なお一層、滞納の圧縮に努めていきたいということでありま

す。私どもも集中の整理期間とかというものを管理職を動員しながらやっておるわけですが、なかなか現年度分が全部完納にならないという実態もあります。言われることはそのとおりでありますので、一生懸命させていただきたいと思えます。

教育長 ご指摘にありました学校の校地内での喫煙、禁煙の件であります。ご承知のとおり学校は一方では子どもたちへの禁煙教育ということが、これはもうしばらく前から厳しく言われております。そういう中で、今現在、一部まだ校地内禁煙だけというところもあります。ほとんどの学校では校舎内でもたばこは吸えないという状況であります。実態としては例えば放課後等に、子どもたちの通学路の安全の見回りに自分の車に乗って出て、車の中でたまに吸うというふうなのが一般的だろうと思えます。

今、何ていいますか、受動喫煙の云々という関連の中で完全分煙化あるいは禁煙というふうなことが、いわゆる先進的な自治体、都道府県等においてはなされているわけですが、こういう流れの中でいきますと、学校においては分煙ということはもう選択肢としてはないだろうと、こんなふうに思います。あるいはまた禁煙教育を進めるという一面から。また一方では財政上の理由からそういう状況の中で、校舎内あるいは校地内にそういうたばこを吸える施設を設置しようということは、一般の納税者の皆さんからも認められないだろうと、このように思っております。

したがって、方向としては学校に勤めている間はたばこは吸わないということにしかならないのかなと、こんなふうに思います。ご心配いただいておりますように、そのイライ

ラが講じて子どもに当たるというふうなことはないものと私は信じておりますが、例えば車に乗り出してから、運転中にたばこを吸って事故につながるということのないようにもしなければならぬと思いますので。自分でたばこを吸っている人間としては非常に苦しいところではありますが、たばこを吸う教職員の皆さんとよく相談してみなければならぬなと思っております。最終的には禁煙しかないだろうと、こういうことでもあります。

それから給食費の滞納の件であります。滞納繰越になったものについては、先ほど学校教育課長が申しあげましたように、学校教育課職員が一生懸命回っております。今ご指摘のように初期の段階でという部分は、学校で対応していただいておりますが、普段の服装ですとか生活の、何ていいますか家庭訪問等々でその生活の状況が見えてきたときに、就学援助に該当するのではないかとと思われるような家庭については、学校の方からも私どもに連絡をいただいて、できる限り早めに対応をしていきたいと、このように考えております。またそのような考え方で対応をしてきております。

関 常幸君 1点だけお願いいたしますが、49ページの16款の寄附金の件でありますけれども、そのふるさと納税寄附金のことであります。これは今年で確か3年目になると思いますし、ふるさと納税にされている方もおられます。今ここでは目出しということで1,000円上がっていますけれども、その方で複数年度でやりましょうというふうな方が、私はおられるのではないかなと、こう感じているわけです。また、もしそういう方がいられなければ、そういう方についてはぜひ継続的にお願いしますとか、そういうふうな対応も私はやるべきではないかなと。やはり地元を思って意気を感じてふるさと納税をやってくれる方ですので、そういう意味から予測される収入についてはきちんと上げていくという中では、目出しの1,000円というのはここだとほとんどゼロだなというふうに思っているわけですが。今、前段言ったようなかたちの中があるのかどうなのか。どういう対応をされているのか、お願いしたいと思います。以上です。

総務部長 大変ありがたいご寄附をいただくわけではありますが、歳入でございますので、歳入が確定をしておれば当然ここに100万円とか200万円ということを計上するのでございますけれども、寄附金でございますので、PRは東京大和会ですとかに行かれたときにしたり、そういうことはやっておりますが、現段階では確定値でないということで目出しの寄附金の1ということで計上させていただいております。

関 常幸君 そうだと思っております。それで、たとえば予算を組むときに、予測し得るものはきちんと収入にすべきだというのが、私は基本原則ではないかなと思っております。それで継続的にやってもいいですよ、といればそれは予測されるわけですね。そういうものはのせてもいいのではないかなという意味合いなのです。それで、もしあれであれば、そういう人たちにはどういう対応をしているかというようなかたちで、ここに上げた理由はわかりまして、確定していないから目出しだという意味は知っておりますが、どういう対応だかそのところだけお願いします。

総務部長 大変ありがたいご寄附です、というお礼は申し上げておりますが、翌年度も

う一度お願いします、というようには確かそこには記載をされていないと思いますので、あくまでやはりそれはお客様の方からご寄附をいただいた段階で、見込みとして計上すると。総計予算主義という部分は十二分にわかるのですが、寄附についてはやはり確定をしてからと、あるいはご意思をきちんと確認してからということになるのだろうというふうに思います。以上です。

岡村雅夫君 21ページについてお願いします。23番議員の一般質問にもございましたけれども、固定資産税の減免とかということについて若干お話をしてみたいと思います。固定資産税というのは自主財源ということで、13パーセントから16パーセントですか、そういったふうにかけることができるということでもありますけれども。私はこの景気対策で、特に事業者のことなのですけれども、緊急対策資金の問題で保証料を補助したとか、あるいはよそでは生産機械、減価償却費ですよ、それについてリース代を補助しようとか、というようなことで支援に乗り出しているという自治体があるわけです。

そういう面から例えば民宿なんかの一つの生産手段ですよ。それが所得等の申告で実態が大体わかるわけです。あとは聞き取りをするとわかるわけですが、もう要するに今の状態でいけば、設備投資してしまった、お客はなくなった。では、どうしていけばいいのだと思ってもやめるわけにもいかず、借金もあればということでもあります。そうするとそういった中で一番考えるのが、ああこの固定資産税が何とかなればなあ、もうちょっと進められるがなあというような意見は、やはり民宿の方々からきちんと私は聞いています。

そういう点からしてみますと、一つはやはり固定資産税の猶予というのが可能ではないというような言い方をするのですけれども、直接、間接的にはそうした補助をしている部分もあるわけでありますので、そういった考え方はやはり他にならってひとつ研究をしてみたいなというふうに私は思いますので一言、今までの経過でお話しておきます。

要は非課税業者とか、そういったいろいろの範囲がありますよね。あるいは所得が全然発生していない人があとはもう雪だるま式に負債が増えていって、破産を待つよりどうしようもないというような、こういった事態はやはり招かない方がいいのではないかなというふうに考えています。

次の23ページですが、先ほどの入湯税、それから次の都市計画税について。これは目的税であるわけでありますが、特に入湯税についてはどんな目的に使われているのかなというのが。やはり納税者にとってみると、ああ、そうかということで納得し、それで納めてもらうというこういった気概の醸成というのは必要がないかなというふうに思います。

それから都市計画税についても、やはりそこに住んでいることによって発生する税であります。そして固定資産税もさらに納めているわけであります。それが本当に目的税として上乗せされたかたちで利益なりその還元が受け入れているかどうかということが、旧来、ずっと以前にその都市計画区域と指定したり用途地域指定したりしていることによってあるわけですが。実際はそういったふうに進んでいない部分もあるわけでありますので、こういった見直しを早急にして、そしてそのやはり軽減。本当は廃止が一番いいですが。市長は都市計

画、要するに基盤整備、この面を全部やるとかというようなことであれば、私はそれでもいいと思うのです。それほどの内容　やはりこれからの財政出動というのはなかなか難しい時代でありますので、都市計画税というのは見直し、あるいはまた廃止の方向というのは考えていかなければならないというふうに思いますが、いかがでしょう。

それで市長は先ほど廃止をすると固定資産税がぐっと上がるという言い方をするわけですが、それは自分で必要な枠を決めているわけでありますので、そういうのをそっくり固定資産におっかぶせなければならぬという、そういった論理というのはいかがなものかなというふうに考えます。ひとつ答弁願います。

それから先ほどから滞納の問題がかなりあるわけですが、この入湯税であろうが、都市計画税、固定資産税ですが、これはかなり重複の家庭なりがほとんどだと思っております。税務関係、あるいは教育関係、それから水道関係。これはやはり先ほど話がありましかれども、初期の段階でやはり早く察知をし、ということは各課できちんとその連携を取ってやらないと本当に雪だるま式になってもう手は付けられない、行っても会えない。今度はその気もない。まあまあ保険証を取り上げられない程度に、あるいは水道止められない程度にちょっとでは納めますか、というような話の交渉になってしまいますので。そうではなくて、そういうことでひとつ連携をどういうかたちでとっておるのかひとつお聞きいたします。

それから39ページの遺跡の調査の問題ですが、歳出の方でわかると思うのですけれども、どういった調査をやられるのかひとつお聞きします。以上です。

市長　固定資産税そのものが先ほどから申し上げておりますように、市町村で1,000分の12から16だと思っておりますけれども、その間で課税していいですよという法律があります。今、私どもは標準の14で確かやっているのです。前は、先ほど言いましたように六日町では1,000分の13とかそういうこともありました。それは・・・15か。いやいや、下げたこともあった。それからまた上げたりいろいろあったのです。そういうことがあって、それはそれで結構なのですけれども。では、例えばこの業種が不景気だからその業種だけを絞って固定資産税を減免するという制度そのものは、ちょっとないということをやっているのです。

例えば融資の保証料の免除とかそういうことはやっていますよ。それはずっとやっていますからそういうことで　あとは例えばお客は増えないわけですから、グリーンツーリズムをやろうとかイベントをやろうとか、いろいろのことでやっていると。ですから言うように、私は東京がどんなことをしているかしりませんが、特定の業種だけ絞って、ここは固定資産税は減免しておきますよ、いりませんよということはおれはまああり得ないと思うのです。あれば研究してみますが、私はまあちょっとわかりません。

今度はそこからの本当に納められない方は、減免措置はありますよ。減免措置は当然あります。いろいろの理由で、災害があるとか、いろいろあるとか、それはだから通常の中でやっていますから。ただ、何度も言いますが、この業種だけ今年人は来ないから旅館業、今年建設業がだめだから建設業などと、そんなことはそう簡単にでき得ない。まずで

きないと思っています。

それから入湯税。都市計画税の充当先というのはここに書いてありますね。ご覧になって
いますか。1枚はぐったところへ。都市計画事業の中の償還金だとかということに使って
いる。充当先が書いてあるでしょう、何ページだったかな。25ページですか。

入湯税そのものは充当先というのは特に書いていませんけれども、これはいわゆる観光で
すよ、観光関係。観光協会への補助金等も含めてありますし、とにかく宣伝事業を相当やっ
ているわけですから、もうそこへ全部入って。ただ、お金の色が付いていませんから、どう
だこうだということとはできない、もうそれ以上、何倍もそれを使っていますから。まず、入
湯税をどこへ使ってという そんなにあるのなら他のところにも、などということにはな
らないと思いますが、大体観光関係です。

都市計画税というのは牧野議員からも前から言われていて、岡村さんはちょっとそのとき
議論の中にいなかったのですけれども。いわゆる都市計画税そのものを徴収する明確な裏づ
けというのは非常に薄れてきたということは私も認識しています。当時はその都市計画区域
でなければできない事業があったわけですけれども。」特に下水道なんかそうですが、今は都
市計画区域にあってもなくてもどんどんやっているわけですから、そういう意味では都市計
画税そのものの役割というのはほぼ終えつつある。ですからいずれは廃止はしたいと。ただ、
今の段階でこの都市計画税1億数千万円をすぐに廃止して、歳入がではそれで担保できるか
という非常に厳しいので、もし、その当時の答弁ですよ、もし都市計画税そのものを廃止
するのであれば、それは広く薄く固定資産税全員の皆さんからそのことを担保してもらいた
い。ですから0.1パーセント上がるのかどうかわかりません。そういう発想だったので、
私は。

ところがさっき触れたように、それが償却資産にほとんど行ってしまふ。そうなる特定の
部分に大変な増税になるということがおおむねいろいろ調べたらわかってきたので、それ
もちょっと無理だなと。ではしからばどうしようということこれからいろいろ検討させて
いただきたい。本来だと23年度ごろにはもう都市計画税廃止ということを出していた
のだけれども、ちょっとそれは無理だと。ただ、その部分をどうしていくかという部分を今
まだ協議をまた新たに進めているというところですよ。

ですから、都市計画税をやめたから固定資産税を上げなければならないなんていうことは
ありませんよ。それはその分の歳入がいなければそれはそれでいい。ただ、都市計画事業
というのはまだ相当やっています。ですから、全然いらなくなったということではなく、ただ
意義は薄れてきたと、こういうことです。

あと、その滞納部分に関しては、副市長がトップでその対策室を設けていますので、その
内容をお知らせ申し上げます。

副市長 滞納の関係でございますが、庁内の中に滞納処分審査会というのを設置し
ておりまして、関係各課の職員が出ていろいろやっております。おっしゃられるように税の
滞納者の家庭には、もし子どもさんがいれば保育料の滞納、あるいは給食費の滞納。そうし

たものがいろいろ重複されるという可能性というのは非常に高いというようなことで、こうした審査会を設置してお互いにその辺の情報を共有してやらないと、やはり齟齬が出ているということでもありますし。また、例えば給食費のその滞納整理の仕方と、それから保育料の方の滞納整理の仕方。同じ家庭の中でそれぞれ担当課が二つあって、違ったような滞納整理の仕方、あるいは意気込み等があってはならないというようなことで設置しておりますので、今後ともまたそうした審査会を十分活用させながら、統一した滞納整理に努めていきたいとこう思っています。よろしくをお願いします。

教育次長 39ページの遺跡発掘調査費補助金256万5,000円ではありますが、これについてはまた歳出のところで説明するつもりでありましたけれども。遺跡発掘調査といたしまして、前年度に引き続きまして樺野沢地区では場整備の関係で発掘調査をやっておりますが、それが135万4,000円ほどであります。その他、22年度といたしまして大原運動公園の整備の関係で、舞子地区の発掘調査ということで374万2,000円。あわせまして523万2,000円の歳出を予定しております、その2分の1の補助金ということになります。

岡村雅夫君 都市計画税についてですが、やはり一部に負担がかかるとかそういう問題ではなくて、都市計画税自体が、今言われたように目的が薄れてきたという話でありますので、やはりそれは廃止をすればいいことであって、その分どこから取るという考えではなくて、そういうふうなかたちでなければならぬと、こういうことです。それが資産家にかかるとかどういふ・・・それは取ることを前提としているということであって、今は収入だってみんな見込みにしても見込めないものも段々出てくるという時代でありますので、その辺がやはり今答弁されたそのままやればいいのかというふうに私は思います。

重複の可能性があるという滞納者の問題ですが、それについてなるべく情報を早めに交換して、そしてこれはと 要するに所得の方は申告で皆わかるわけですし、あとは聞き取りすればわかるわけですので、早く手を打って救済するという立場をやはり早めに進めなければならぬというふうに私は思います。ひとつその点でよろしくをお願いします。

もう1点、申し訳ありませんが47ページの公社の売り払いですか。財産売払収入で1点指摘させてもらいたいことがあるのですが。やはり今、公社で持っているものは目的で買った、ところがその目的どおりに行かなかった、ではどういふふうか。売却するかではなくて、もうひとつどういふふうか利用ができるのかというのこともやはり考えていかないと。ただ、ずっと利息だけを上積みしていくというかたちになるかと思うので、その点は1点考えていく必要があるのかなというふうに思います。

もう1点、これから小学校とかそういった施設が統合されたり、あるいは公共施設がなくなっていく部分というのがあるかと思うのです。そうしたときに、やはり売り払いしていくのか、どういった利用をしていくのかというのは、これからの問題だと思いますので、ぜひ考えていただきたい。

それで過去の例で申し訳ありませんが、今年予算にちょっと絡んでなのですが、南保育

所が新築されたときに旧保育所があったわけです。その保育所の資産は売却されています。それで今、増築するところにはかなりきついスペースで増築というかたちになっていますし、さらに駐車場がないと。要するに職員が増えますのに駐車場がないという、こういった結果も出てきているわけです。やはり当時考えたことが踏襲されて次につながっていないという、一つの事例だったかなというふうに私は思いますので、その当時にどういった利用方法があるというようなことを、やはり精査しておいて次の段階を迎えるという姿勢が必要かなというふうに思いますが、いかがですか。

市長 岡村さんのおっしゃるように、もう入るのは何でもいらないと。そう財源なんか考える必要はないということになれば、財政なんて楽なものですよ。入ることは全然考えないで、どんどんとやれと。あとはどうするのですか、では。今、申し上げているのは約1億4,000万円というこの都市計画税が、では歳入がなくなったときに市の財政がどうなるかという非常に厳しいので、それであれば固定資産税にほんのちょっと上乘せさせていただければその部分は何とか穴埋めができるだろうと。そういう思いの中でいろいろ検討を始めたということです。別にまだそうするとも言っていません。

私はやはり鉄則は入りを量りて出づるを制すですから、入るのは全然構わないで出てくることだけ考えると、そう言われたってそれは私の立場ではできない。では今、1億3,000万円が入らなくてどういう状況になるかというのは、もうこのまま、ではその分だけ何かするなど言えば、それはそれでいいかもわからない。

ただ、単費で1億3,000万円も使っているいろいろなところもありませんよ。では今ほんとこれが下がれば、ようやく都市計画税そのものも実質公債費比率の中の分母の方に入れて、横浜が異論付けて、それで入っているのですね。それがほんと抜ければその分また実質公債比率というのにも出てくる。何よりも1億数千万円の自主財源をほんと失ってそれでいいのだということには、今まだなりませんから、そういうことでお願いをしようかと思っていたけれども、なかなか厳しいと。そういう話を申し上げます。

ですから、どういうことをするというのではなくて、そういう希望的観測で牧野議員にずっと答弁してきたけれども、非常に厳しいからまだ簡単ではないと。こういうことを申し上げている。

公社の土地については、私たちも何も全部売ればいいやということでは・・・散々いろいろ探しますけれども、今おわかりでしょうけれども。ですから利用できるところは利用していきますし、もう利用のめども立たないからということになれば早く売りたいと、こういうことです。空き校舎も含めたそれぞれの空き地については、まさに議員おっしゃったように全部それも処分すればいいやということではなくて、利用される部分、将来的に予測される部分はそれぞれ勘案しながら財産の管理に努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

副市長 滞納の方でございますが、救済を優先にひとつそういう滞納整理をやってくれということでございます。私ども今までそれを上に出しながら滞納整理に努めてきたわ

けでございますので、今後またさらに一層の救済を重要視しながら努めてまいりたいと、こう思っています。

それから藪神の南保育所の件が出されましたが、確かに南保育所を新しく改築した時点では、まだ統合というような話がない時期でありまして。大まかなところはありましたが、具体的にここまで進むというような認識はあの当時はだれにもなかったわけでありまして。それからもし、あの時点であの施設を残すというようなことになると、結局また除雪だとかあるいは草取りだとか、いろいろなかたちで管理が面倒になってきます。たまたま隣接者の方が買い戻しをしたいというようなお話がありましたので、そういう事情で売却をさせていただいたわけですね。

何ていいますか、先が読めないのではないかと、そういうご指摘は、私ども素直に受け止めざるを得ないと思いますが、この土地開発公社が今保有しているいろいろの土地も、取得する時点ではそういういろいろのことで取得をして、結果的にはそうなったということでございます。今回の南保育所の件につきましても、多分にそういうそりはあるかもしれませんが、きちんとその時点では最大の判断をさせていただいて、そういう措置をとらせていただいたということで、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

議 長 以上で歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって歳入に対する質疑を終わります。

議 長 議長からお願いを申し上げます。最初の発言時に、後からの2回目、3回目に新たな質問事項を付け足すようなことのないように、議員の資質に触れる問題となりませんので、十分気をつけていただきたいと思いますというふうに考えます。

議 長 昼食のため休憩とします。午後の再開は1時ちょうどといたします。

(午前11時55分)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後1時00分)

議 長 歳出の審議に入ります。各款ごとに審議を行いますので審議に直接関係しない部長等は本会議に出席しないで平常業務に就いていただいで結構です。

なお、本日は議会運営委員会が予定されております。午後4時に延会を考えておりますので、ひとつご協力のほどお願いいたします。

議 長 第1款議会費の説明を求めます。

議会事務局長 それでは議会費にご説明いたします。予算書ページ62、63をお開きになってください。1款議会費1項議会費1目議会費でございます。平成22年度予算額は昨年の改選時から議員定数4名の減、期末手当支給率減に伴いまして、議員報酬が減となります。したがって対前年度比7.4パーセント、1,203万7,000円減の1億5,159万8,000円でございます。それぞれの支出事項につきましてはほぼ昨年と同様でございますが、63ページの説明欄の記載の事業種目別に予算額の増減、その主な事由についてご

説明いたします。

まず旅費、需用費等、物件費にかかる議会一般経費でございます。807万4,000円を計上してございます。22年度は2年に1回の議会運営委員会の管外調査、また議運常任委員会の管外調査につきまして調査研究等充実を図るために2泊3日の旅費を計上いたしましたことから、前年度に比しまして84万円ほどの増の計上となっております。

次に議員報酬等でございますが、先ほども申し上げました議員定数の減、期末手当支給率0.25月の減によりまして、前年度比1,430万円ほどの減となっております。総じて1億3,968万7,000円の計上でございます。議員共済会給付負担金の負担率につきましては、前年度と同じ負担率、100分の16.5で計上してございます。

次に議会補助・負担金事業でございますが、政務調査費につきまして先般可決していただきました条例の一部改正のとおり、また、管外調査の旅費の増額とあわせて議会活性化にかかる議員各位の調査研究の充実を図るため、議員1名当たり月5,000円の交付額を1万円に増額したことによりまして、対前年度比140万円ほどの増となりまして、383万7,000円を計上させていただいております。

また、一番最終の行でございます。市議会議長会の負担金についてでございますが、昨年度と同様、全国市議会、北信越、新潟県の各市議会議長会及び中越地区市議会の合同研修にかかる負担金でございます。22年度につきましては北信越の市議会議長会定期総会、長岡、本県で開催されますことから県市議会議長会への特別負担金が生じておりまして、4万円ほどの増となっております。以上簡単でございますが、議会費の説明をさせていただきました。

議長 議会費に対する質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第1款議会費に対する質疑を終わります。

議長 第2款総務費の説明を求めます。

総務部長 62、63ページでございますが、第2款総務費について説明欄の事業別の方でご説明を申し上げます。1項1目一般管理費57億9,957万円ほどでございます。丸があります行政共通事務費では地方税法423条に基づく固定資産評価審査委員会の報酬をはじめ、顧問弁護士さんの報酬、年額24万円、事件では15万円の39万円を見ております。

次のページをお願いします。次のページで、共通の部分の消耗品、用紙、総合賠償保険料、委託料、使用料などをそれぞれ計上しております。なお、上から3行目、市長交際費でございますが、執行実績が平成18年度に302万円、19年度には323万円、平成20年度で317万円というようなことから、前年度より5パーセント減の380万円の計上をお願いしております。その下の丸、職員費でございます。56億5,064万円でございますが、市長以下一般会計支弁分684人の職員給与26億8,419万円余り、総合事務組合負担金、期末勤勉手当をはじめとする職員手当等で19億8,541万円余り。共済費で8億8,77

8万円余りでございます。給与関係では2億1,356万円の減額でございます。明細につきましては274ページ、275ページに目的別給与費明細書が添付されておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

66、67ページをお願いいたします。一番上の職員採用試験官謝礼では職員採用の試験のおり、民間の方1名を試験官をお願いする部分の謝礼でございます。以下職員健康診断手数料、総合事務組合での職員研修負担、人間ドック補助金等の経費の計上でございます。その下の丸表彰事業費は表彰条例に基づく表彰にかかる経費でありますし、行政区事業費では年2回の行政区長会、並びに行政区交付金交付要綱に基づく交付金が主体でございます。その下の丸特別職報酬等審議会費は審議会にかかる所要の経費でございます。式典事業費は5月3日に成人式を挙行いたす部分のものでございます。

68、69ページをお願いします。情報公開事業費では情報公開審査会並びに個人情報保護審査会の経費でありますし、その下の丸、防犯対策事業費では防犯灯の灯具の購入費及び防犯灯の電気料の1年分の計上でございます。一般管理補助・負担金事業では昨年とほぼ同額でございます。

2目広報公聴費1,522万円余りですが、前年度とほぼ同額であります。市報みなみうおぬま1日号、15日号2万2,100部の印刷にかかる部分が主体でございます。

3目電算対策事業費では全体で7,512万円余りの増であります。パソコンのリース料、テレビデジタル共聴事業、光ケーブルの架設による共架料などが増の要因でございます。電算情報管理一般経費では予算の組み替えの関係で約300万円減額ですが、事業費支弁のできない部分のOA関係、インク、テープあるいはシールはがき、改ざん防止用紙、窓空封筒などの消耗品、それから買取りパソコンの廃棄手数料。次の70ページ、71ページでございますが、光ケーブル使用料として管内施設の専用回線分の計上がなされております。

その下の丸でございますが、総合行政システム事業費では、市税、住民基本台帳などのシステムの運用、保守管理の部分でございます。帳票印刷製本その他、各システムの保守業務委託料、税制改正に伴う業務委託料、あるいは総合行政システム機器としてサーバー、パソコン。パソコンは170台、プリンター25台等のリース料の計上でございます。

その下の内部情報系システム事業費、ここは内部情報系の経費でございますが、大きなところは4行目の内部情報システム保守業務委託料1,413万円ほど。これは財務会計、人事給与、起債管理、財産管理などのシステムの運用支援の部分でございます。パソコンのリース料2,233万円はパソコン540台、プリンター35台にかかるものでございます。三つほど下、内部情報系機器使用料は、昨年12月に入れかえた内部情報系システムサーバーの部分でございます。

その下の丸、住民基本台帳システム事業費は住民基本台帳ネットワークにかかる部分でございます。その下の自動交付機システム事業費814万円ほどであります。自動交付機3台に関連する経費でございます。

次のページ72、73ページでございます。高速インターネット運営事業費1,019万円

は21年度補正予算により事業化された光ファイバー架設事業にかかる運営事業でございます。大きなところでは共架料、電柱などの使用料になりますが、約8,000本分の960万円の計上でございます。これは歳入で回線の貸出料と相殺をされるということになります。土地借料につきましては柱の借地料、電柱の借地料の計上でございます。

その下の次のGIS整備事業では、整備業務委託として撮影データの更新を行う部分で2,835万円。インターネット公開用経費としてGISをインターネットで公開しようということなのですが、その経費として電算システムソフト等の使用料で175万円ほどでございます。その下の丸、辺地共聴施設整備事業費は2011年7月14日からの地上波デジタル放送の開始に向けた共聴施設整備改修事業補助金で7組合、3,235万円の補助でございます。

4目車両集中管理費ではバスが27台、普通車が67台、軽自動車が81台、特殊車両が4台、これは病院、水道、消防は当然除きますが、合計179台の管理、運行に要する経費でございます。当年度車両を2台入れかえをするという予定でありますけれども、ほぼ昨年と同額でございます。

74、75ページをお願いいたします。5目会計管理費は会計管理者の公金収納に関する経費であります。会計管理一般経費では223万円ほどの増でございます。これは22年下期から公金の収納データの作成をする部分を銀行さんに業務委託をいたしまして、その業務削減により人員減を図る計画でございます。

6目財産管理費1億5,066万円ほどでございますが、約4,500万円ほどの増になっております。10月1日に計画をいたします本庁舎集約計画に伴う庁舎整備の事業の費用の計上でございます。庁舎管理費につきましては維持の部分でございますが、ほぼ昨年と同額でございます。

76、77ページをお願いいたします。中ほどの丸、庁舎整備費、本庁舎500万円。保健センターの部分を2,500万円、JA農協さんの部分でございますが、これを1,500万円計上をしてございます。

それからその下の丸、普通財産管理費では下から2行目、不要物件除却工事180万円は旧長森保育所の部分、一番下の施設改修工事費330万円は辻又多目的センターの改修、浦佐駅自転車小屋の改修などを予定しております。

次のページ78、79ページをお願いいたします。ウッドタウン八色団地費では井戸の電気料でございますし、基金費では財政調整基金の運用積立100万円の計上でございます。

7目企画費2億464万円ほどの増であります。合併振興基金の繰り戻しの部分が増の要因でございます。企画一般経費、大原運動公園検討委員会の費用弁償、それから市政懇談会の会場借料、先ほど言いました合併振興基金の繰り戻しの積立部分の計上でございます。総合計画事業費では総合計画審議会、地域審議会の所要の経費を計上させていただいております。交流事業費では前年並みでございますが、一番下、寄附講座開催事業補助金は、包括協定締結に伴いまして北里大学が管内の高校で行う講座に対する補助事業でございます。

一つ飛んで集落振興事業費では一般コミュニティ事業補助金として、自治総合センターの宝くじ助成を受けまして、鰹島区のエアコン整備、永松区の子ども神輿整備、万条区の公園遊具を整備するためのトンネル助成でございます。集落集会所施設整備事業補助金は、姥沢区、台上区の公民館建設事業に対する助成でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。地域コミュニティ活性化事業は前年とほぼ同額の計上でございます。その下の丸、男女共同参画推進費では研修会の講師謝礼として10万円などの計上をさせていただいております。それから企画補助・負担金事業ではそれぞれ協議会等の負担金でございますが、南魚沼地域広域計画協議会負担金としてふるさと基金4億円の利子の部分の計上がして610万円でございます。

8目地域開発センター及び公会堂費でございますが、地域開発センター費では五十沢、城内、大巻の地域開発センターの部分。

次のページ82、83ページでございますが、公会堂費でまほろば、大崎農業会館、東地域開発センター、それから三用センターの維持管理にかかる部分でありまして、前年度とほぼ同額でございます。

9目バス運行対策費1億6,827万円でありまして、補助から除外された湯沢六日町線の部分が単独になったことによる増が主でございます。路線バス運行事業費は地方バス生活維持路線補助金では補助4本、単独分15本で3,295万円ほど。地方バス低収益路線補助金、これは2路線でございますが、1,064万円ほどでございます。その下はほぼ同額でございます。

次の84、85ページをお願いいたします。通学バス等運行費につきましてもほぼ同額になってございます。ここで市民生活部長に交代をいたします。

市民生活部長 それでは第2項の徴税费についてご説明申し上げます。徴税费全体では今年度7,188万円ほどでありまして、前年度からは大きく1億2,949万円ほどの減額となったところであります。大きく変わったところについて若干ご説明を申し上げます。

85ページをご覧いただきたいと思います。真ん中の丸のところの賦課徴収管理費4,938万円でありまして、ここで前年度対比で1億2,965万円の減額となったところであります。前年度におきましては国有資産等の交付金の返還金が生じておりまして、ここで1億4,000万円ほどの予算を計上したところでありますが、今年度はこの部分が皆減となったことに伴う減額であります。それから下の方から4行目のところでありますが、評価替の作業委託料の518万円でありまして、平成24年度の評価替に向けての路線の見直し、あるいは路線情報のデータファイル化等々にかかる経費をここで計上させてもらったところでありまして、490万円ほどの増額となっております。

86、87ページに移りますが、説明欄1行目の市税還付金及び還付加算金3,300万円ほどでありまして、主に法人市民税が該当しておりまして、それぞれ中間申告による還付金や前年度の確定申告税額に伴う予定納税額等の変動が出てくるということでありまして、ここで実績を見込みながら計上をしたところであります。それからその下の賦課徴収システ

ム管理費1,081万円ほどであります。土地家屋評価システムの維持管理業務委託にかかる予算でありまして、土地家屋の登記移動データを管理しながら、地番図にも反映をさせていきたいというようなことで、年度単位で最新の情報を維持していきたいというようなことで計上したところでありまして、その下の東京事務所費であります。422万円ほどであります。徴収委託にかかる経費でありまして、ほぼ前年同額の予算計上となったところでありまして。

その下の2款3項1目の戸籍住民基本台帳費1,093万円でありまして、これにつきましても前年度とほぼ同額の予算計上であります。

88、89ページをご覧くださいと思います。2目の一般旅券の発給費といたしまして21万4,000円ほどを計上したところでありまして、平成21年度からパスポートの発行業務を市役所本庁舎で事務を開始したところでありまして、これに要する経費であります。ちなみに今年の1月末現在では814件ほどの利用実績があったところでありまして。以上で終わります。

総務部長 2款4項選挙費から説明を申し上げます。1目選挙管理委員会費は委員長他3名の委員報酬をはじめ委員会の一般経費でございます。2目参議院議員通常選挙費3,265万円は皆増であります。7月25日任期満了を迎える通常選挙にかかる経費でございます。

90、91ページをお願いいたします。3目新潟県議会議員一般選挙791万円の皆増でございます。4月29日任期満了となる新潟県議会議員の選挙にかかる経費でございます。4目土地改良区総代選挙費28万円ほどでありまして、大和郷土地改良区総代選挙にかかる経費でございます。次の衆議院それから最高裁、それから次のページの市会議員選挙費につきましては皆減であります。

5項統計調査費1目統計調査総務費2,245万円でありまして、各種統計調査費としては工業統計、学校基本調査、経済センサス等の経費でございます。その下に農業センサス、国勢調査とありますが、国勢調査は5年に1度で10月1日に実施される部分の所要の経費計上でございます。

6項監査委員費に144万円につきましては、監査委員報酬等の監査委員事務局にかかる所要の経費でございます。

94ページ、95ページをお願いいたします。7項交通安全対策費322万円ほどでありまして、前年度とほぼ同額でありまして、交通安全対策会議委員報酬13名、交通指導員58名の活動にかかる所要の経費の計上でございます。以上で2款の説明を終わらせていただきます。

議 長 総務費に対する質疑を行います。

佐藤 剛君 3点お伺いいたします。69ページ、額は小さいのですけれども、ちょっと状況をお知らせしていただきたいのですが、一番上の情報公開審査会委員報酬があります。このところといいますか公開請求があるのかないのか。そのための審査会の開催があったのか。なかったら年に1回くらい開いているのでしょうかけれども、どのようなこととお話し合

いになっているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

次の71ページですけれども、総合行政システム機器リース料、今どんなことろの機器に使われているかというお話は聞きましたが、昨年度に比べると大分1,000万円くらいですか、もうちょっとですか、予算が増えている。そこら辺の経緯といいますか、中身をお知らせいただきたい。

73ページです。GIS整備事業です。これは内容的には理解しているのですが、前に説明の中では17年度から多分21年度くらいまでで終わるかなというようなのですが、22年度のところにもこの委託料が出てきましたので、そこら辺の計画変更やら何かあったのか。総額が3億1,000万円くらいだったと思うのですが、その総額予算も含めて変更があったのかというところ。3点お伺いいたします。

総務部長 一番最初の69ページの情報公開の部分でございますが、20年度は7件、21年度は8件ということで公開請求が来てございます。公開請求は来てもそのまま開示ができる部分については審査会は必要ございませんので、審査会は開いていないということになります。

それからもう1点の総合行政システムの増でございますが、大きなものは撮影データに更新をすると。おっしゃるように3年かけてシステムとしてはほぼできている。ほぼというかできている。その航空写真とかそこをのせかえるということで、2,835万円ほどということでございます。

それから公開をする部分につきましては、サーバーは公開用のサーバーがいるのだそうでございます、そのサーバーの使用料というのが175万8,000円ということで予算計上をさせていただいております・・・失礼しました。今のがGIS。

内部情報、総合システムの方でございますが、多くは住民税、国保税などのセンター業務の部分が多いのです。例えば印刷をかけるとか、バッチの処理といいますかが多いのですが、それに加えてシステムのリース料が3,359万9,000円と書いてございますが、パソコン150台を買取りからリースの方に振り分けたということで大きくなっているというふうに考えております。以上3点。すみません、途中で間違いました。

佐藤 剛君 ではGISのところだけちょっと再度お聞きしたいのですが、航空写真等その辺でということなのですか。ということは、では当初の21年度までで整備するという計画ではなくて、伸びたということですか。22年度までだったのだろうか。私の勘違いですか。ではそこだけ。

総務部長 おっしゃるように3年かけて品物としては出来上がっていますし、それを私からも今使っています。結局その航空写真が入っているわけですが、それをのせかえると。今、地図それから地番図、レイヤーと言うのだそうなのですが、所有権だとか地目だとかがみんな階層でのっかっているわけです。その中に航空写真もありまして、それを新しいものに取りかえたい。ですので、GISそのもののものは終わっているといいますか、使える状態にきちんとなっているということです。整備をすると、新しくですね。

佐藤 剛君　　すみません、ちょっとわかりが悪くて。もう一言だけ。ではこれからずっとまた先々も、この整備事業というのは続くのですか。そのことだけ。

総務部長　　今それこそ例えば地図を直すとか、また軽微になるでしょうけれどもそういうのはこれからも続けていくでしょうし。それから航空写真も何年かに一辺は入れかえる必要が出てくるのだらうというふうに思っております。以上です。

松原良道君　　ページ65ページの職員費のところでは2点ほど質問させていただきます。まず最初に市長の方へちょっと申し上げますが、今年の平成21年度の退職者数、退職をされる方が28に対して希望退職が22人もいるのです。過去の平成17年の塩沢町との合併から調べてきましたら、この5年間で100人の退職者に対して83人の希望退職がいるのです。たまたま今年と平成18年は20数人の希望退職者がいるのです。

先般市長が今766人の職員数を平成23年には703人というような話だったかと思うのですが、合併後のこの希望退職者が多いのが異常事態だというふうに私は思っているのです。原因は、いろいろ私なりに考えている原因もありますけれども、そのことに対して市長はどうとらえているのか。

まして来年、定年退職が30人、さ来年が28人。そして私の年より1級下、例で言えば今の総務部長が退職される時は54人もいるのですよ。これから3年間で110人も退職するのですよ。それは定年退職です。そうした中に今、何が原因でこうなっているのかわかりませんが、なぜこんなに希望退職者がいるのかと。10番議員がよくこの話をしますけれども、私は何年も前からそのことを危惧してしまっていて、全く10番議員とは逆の発想なのです。このまま行った場合に本当に住民サービスが低下しないで済むのかということなのです。

そして、今までの過去を見ますと、採用などというのは大体3人、4人。消防の場合は115人体制ですから、もう減った場合は必ず採用するという状況ですけれども。特に一般職、この83人の中の7割がやはり一般職と保育士なのです。私なりに考えるとすれば、保育士が今、定員を満たすところに対して指定管理者制度でいわゆる指定をすると、そうした不安要素がやはり職員にあるのかなと、保育士の場合は。ただ、一般の職員も数辞めているわけですから、そうした中で本当に今の状態が続いていいのかと私は危惧しています。その点、市長の現状の把握、認識の考え方、今後は本当にこれでいいのかという問題がまず1点。

2点目、職員の全体を統括している総務部長にお尋ねします。私がここ2～3年の市民が行政、市役所に来るいろいろな態度を見ていますと、本当に市民のモラルの低下があるなという気がものすごくしています。ある課へ行けば、本当に職員の人格まで否定するような暴言を吐いて、私から見れば恐喝、恫喝に値するそうした言葉を吐く市民がいるのです。ある課では、その課さえ行かなければ課はどこでもいいと、そう感じている若い職員もいるのです。

そうした中で今、県も出先ですね、整備局。私たちの市の住民でありませんが、隣町に一人いるのです。そういった対応をするために県はもう強制退去命令を出すのです。そ

うした方が来たときは、もう警察をきちんと呼んで。うちもそういう方法を県がとれるのであれば、うちもそういう方法をとる必要に迫られているのかなという気がしています。顧問弁護士もいますし警察もいますから、今までの一連のあの状況を総務部長も把握をしていると思いますが、それに対して今、対応をどう考えているのか。

それと今私が言ったことがやはり市民があるということであれば、私はこれから早急に対応していただきたい一つの案として、やはり交換士制度をちょっと復活した方がいいのかなと。専門職の交換士できちんと対応して、直接担当課のところへはもう相手の気持ちを満たして電話をつなぐと。もう十日町、柏崎、長岡は全部しています。この間、たまたまその番号で私は十日町へ電話しました。4番議員のいらっしやいませコールではありませんけれども、電話対応は素晴らしいです。

これは専門に委託すれば大体年間500万円くらいかかるそうです。でも、この間、市長の答弁でそうしたことをしなくても職員が対応するべきだと、それはわかりますよ。そういう対応になっていないから今私が言うのですが、相手から来る電話のそのギャップを埋める、あるいはまたこちらから対応の市民に対するギャップを埋める点を考えても、市長はそこを認識しないと思いますけれども、現場の声、あるいは市民の声からは、対応が悪いという話も実際聞いているのです。

そうしたことになるれば、多少500万円くらいかかっても交換士制度を設置して、そこでいったんきちんと対応して直接担当課にぴしっと本当にその担当課に渡すと。よく苦情で来るのが担当課に電話すると、散々話を聞いてから私ではなりませんという職員もいるそうです。それでは最初から自分の組織の中で、その問題に対してどなたさんが担当というのは職員はわかっているわけですから、では、担当のだれだれにかかります。何でそういうことが言えないのか。いろいろ言い出せばきりがありませんから言いませんけれども、そうしたことを考えると、私はやはりそういう対応、早急に検討するべきかなというふうに思いますが、この2点をまず最初に市長の考えを。

市長　ご指摘のように18年度が定年が14で希望が23、希望退職の方が圧倒的に多かったですね。それからは23の13、27の12とありますが、この21年度分が定年が28で希望が22となっております。その内訳が一般事務7、保育士6、技能職2、保健師1、消防士2、看護師4。この看護師が平成18年も7でした。今4。平成18年も7でした。ですからここにある意味では押し上げている部分が相当ありますけれども、全般的に50代の後半、定年退職まで1年あるいは2年という方が割合と多いように私は自覚しています。

ただ、ひとつ心配しておりますのは、こういうIT社会といいますが、そういうことと市民からの要望というよりはちょっと後でのご質問にあったように、苦情やそういうことに耐え切れないということではないですけれども、やや精神的に不安定になったりですね、そういう皆さんがいらっしやることも事実です。

そういうことも含めてこれからも、これだけ大量に出ていくかどうかというのはちょっと

まだわかりませんが、ある意味ではこれに対応しながら新しい職員も採用していかなければならないわけでありまして、22年は4月採用が43人です。59人みんな辞めます。自己都合、希望退職、定年退職で59人、21年度で辞めるのですけれども、そのうち採用が43人。あと途中採用、これは看護師さんが非常にありますが、これは余り数の中に含めない。43人です。ですので、ある意味では定数減の計画に沿って希望退職が非常に多い場合は前倒して採用を増やしたり、そういうことをやりながらその数といいますか、ある程度必要な職員の確保については対応しているつもりですけれども、その理由そのものが非常に多様化してきているという部分は、若干危惧している部分もあります。

それから後の方のご事情について総務部長からもお話ししますが、クレマー的な方は今ある程度特定して、これとこれとこれというのは三つか四つあるのです。その方でまだ私が会っていないというか、私に会おうとしないというか、副市長のところまで何とか止まっているというのが一人。あとは一応全部私も対応させていただいて、その対応したときはすぐよくなるのです。きちんと納得もしてもらって。

ところがまた風の吹きようだか木の芽ほぐれだかわからないけれども、またそうなるという方もいらっしゃいますいろいろですが、非常に苦慮しています。警察にもきちんと相談はしながらやっています。非常に大きな声を出すとか、威嚇をするとか、暴力行為などあればもう完全ですけれども、警察にもちゃんと連絡を取りながら一応やっているつもりですけれども。ただ、ちょっと声を荒げたくらいですぐ警察かという、警察はそこまでやっていただけませんので。総力をあげて対応しているということですが、細かな内容については総務部長の方からもう1回答えます。内容は一応把握しているつもりであります。

総務部長　　今ほど市長からお話がありましたので、私があるのもないのですが。モラルの低下ということもどうか、ちょっとわかりませんが。やはり私どもが受任義務といいますが、仮に小さな声を出して来ていただくのが、大きな声を出して来ていただくのが、その要求を聞かなければならないという立場にいるわけです。それがその度を越すかどうかという部分だろうと思います。

それでおっしゃるような中では、私どもも庁舎管理規則がございます。この庁舎管理規則の中では、庁舎の秩序を乱し公務の円滑な遂行を妨げる場合は退去命令を出す、というかたちになっています。ですので、これもちょっと弁護士の先生と相談をしたのですが、庁内にこの管理部分を掲示しておいて、ちょっと声が大きいかからすぐ警察さんをお願いするというわけにはいきませんので、3回、4回警告をして、それでもなおかつ動いていただけない、あるいは秩序を乱さないでいただけないということになれば、当然そこで私どもの方で警察をお願いをして庁舎外に出ていただくというかたちは、今後取らなければならないだろうというふうに思っております。

それからたらい回しの件は、これはまことに申しわけないと思うのですが、やはりそれは今ダイヤルインでございますので、職員がそこで担当者の方にすぐにつないでお話をするとというのが本来の筋でありまして、そうでないから交換にすればいいということにはなりません。

なので、一層研修に努めたいというふうに思っております。以上でございます。

松原良道君 大体市長も把握しているようでありますけれども、私はやはりそういう場合のときに管理職の皆さんがどういう対応をしているというのは、若い職員に対してはものすごい思いがあるのです。何のために自分の上司はいるのかと。これはよく聞いてくださいよ、管理職の皆さんは。本当に30代の若い人が嫌だと言っているのですから。私の上司は何でああいう態度を取れるのだと言っているのですから。私の気持ちや性格からすれば、従業員や職員のためだったら命を張って守りますよ。そのくらいの気概を持っていなければ管理職としては務まりませんから。自分の部下、かわいい職員を助けてこそその管理職ですから。

そういう思いを常に持って、相手のお客さんに対しての接し方もそうですけれども、やはり今部長が言ったように、住民の思いは全部聞かなければならないと、わかりますよ。ただ、今私が市民のモラルが低下したと言うのは、ひとつには理不尽なやはりクレーマーなのです。自分が今置かれる立場を、自分で努力して七つ、八つはクリアしたと。あと二つ、三つはどうしてもできないと。そのとき行政の皆さん助けてくれというのだったらいいですよ。

今の風潮はこれだけ不景気なもの、いいのは行政の人たちばかりだと、職員ばかりだと。そういう風潮でみんな物を申しているのですから、私はやはり市民のモラルも低いと。理不尽の人が多いと言っているんです。

ただ、それに対して職員は我慢しなければならない、わかります。だけれども理屈に合わない、言う事を聞かないわけですから、金の面でも何でも。そうしたときにやはり上司がどういう対応してくれるか、アドバイスをしてくれるかというのが、やはり若い職員の皆さんは期待しているわけですから。どうかそのことはやはり管理職の皆さんは肝に命じてこれからそういった対応に当たっていただきたいと思っています。

そして前後しますけれども、職員数がありますが、私は今の職員採用を見ていると、今年は消防5人とか保育士が8人とか一般職が8人でその中に3人技術職がいるとかとわかっていますけれども、ただ、今言ったように40何人も採用しているという頭はなかったですよ。

ただ、今出ましたけれども、保育士でなくて看護師。看護師の件ですが、先般の市報に14人募集しているのに、またここで希望退職が4人もいて、これから介護施設や特養施設がどんどんできるときに一番最初に確保しなければならないのは看護師なのですよね、特養施設などは。そうした場合にこれだけ辞めていって、そういうところに行くので辞めるのであるかそこはわかりませんが。これはまた後で教育の方でちょっと奨学金の方で質問しますけれども。ちょっと私は考えられない状態になっているということです。本当に今市長が言ったようにそれなりの1、2年、あるいは言いづらいことですがけれども夫婦して勤めている、そうした皆さんの対応で状況であるようなら私は余り危惧はしませんけれども。

それでも人数的に、現場の声の中ではやはりリストラ、リストラ、削減というけれど本当に手が足りなくて困っている課もあるという苦情を聞くのです。そういったものをいろいろやはり精査してこれからの対応を。職員の対応しかり、採用の対応、住民サービスが低下しないようにぜひ考えていただきたいと思っています。

その電話の件は今、部長が言ったような答弁では私は納得しないのです。やはり検討してみると。検討しなければならぬ状況だと私は思っていますよ。では十日町がね、長岡市や柏崎が500万円も1,000万円も出して何でしているかといえば、住民のためにそれがいいと思っているからしているのでしょうか。検討する価値があるくらいの答弁をしてもらって、期待をしていますけれども、これで質問はやめます。

議 長 暫時休憩します。機械の具合がちょっとよろしくないようで。

(午後1時44分)

議 長 休憩を閉じ会議を再開します。

(午後1時45分)

市 長 いろいろご提言もご意見もありがとうございました。先ほど触れましたように22年が事務職で16名採用。それから保育士が9名、技能職が2名、消防が7名、保健師は1名。消防が7名、看護師は今のところ6名を4月1日、あと途中で11名という途中という11名はこれはちょっとわからないです。22年4月1日採用がそういうことです。そういうことで43名。途中で14名の57名という予定ですけども、先ほど触れましたように16名の事務職のうち一般事務が11名、土木3名とこういう部分もございますのでそれはご理解いただきたい。

それから電話の対応ですが、私が十日町、長岡に電話して、要は市役所というのがぽんと出て、電話した方が何々課の何々と言えそこにつないでやるということですか。そうでなくて(「そういうことです」の声あり)いわゆる交換士ですか。それは・・・こういうのはちょっと失礼ですが、私は余り。総務部長は何て言うかよくわからない。(「市長が必要と感じていないから私が言っている」の声あり)わかりました。それはまたどういう対応が可能かということは研究させていただきます。

樋口和人君 1点お願いをします。73ページの辺地の共聴施設整備事業費ということで、デジタル化の改修工事の補助金ということでありますけれども、7組合というお話ありました。これは多分組合が今できていなかったり、あるいは組合までという地域的というよりは個別にとか、かなり小さな単位でもってみれないというところも出てきていると思うのですが、その辺についての対応はどういうふうを考えているかちょっとお願いします。

総務部長 ここは今、先ほどご説明申し上げましたように、柄沢から上村までの7組合ということで見えています。予算上の組み立てでもこれから出てくる可能性はあるということですので、それがここの改修工事要綱に当たれば一応それは引き受けるということになるのでしょうかけれども。国が2分の1、組合は1戸当たり3万5,000円をいただくということです。普通3万5,000円あればアンテナは大抵張れるということで個人から3万5,000円いただくわけですので、2戸で例えば7万円くらいで引けるのであれば結局、ここの事業としてではなくて3万5,000円かける2の範囲で引けるわけですので。その辺状況に応じて10世帯とか5世帯とかというところがあったら、またそれは別途ご相談をいただいて国の補助ベースに乗れるのか乗れないのか。個人でやっていただかなければ

ればならないのか。そこらはまた現場でご相談をさせていただきたいと思います。以上です。

井上智明君 2点ほどお願いをします。まず65ページ、市長の交際費ですが、何か5パーセントほど減額で380万円という計上だそうです。市長はやはり南魚沼市のトップセールスマンでありますので、この380万円。これはもうちょっと市長にやったって真剣で他所へ行って南魚沼市を宣伝してきてもらった方が、ずっと効果があるのではないかなど。この前の一般質問でもちょっと話をさせてもらったのですが、やはり市長の姿や南魚沼市という名前がメディアに出てくるといことが、地域にとっては非常に元気が出る元にひとつはなろうかと思えます。

残念ながら隣の大平市長と並ぶと、どうも向こうの方が写真にいつも真ん中にいいあそばいに写っていて、おらところの愛する市長はどうも彼女の影のあたりにちょこちょここといるというような格好で、背が高いからちょっと見えるのだけれども。そういう面から言えばもうちょっと真剣でメディアに出て行ってもらうと。後顧の憂いはないように副市長や教育長がいっぱいいるわけですから、そこら辺をちょっと任せて。外にもうちょっと銭をはってもいいから出てもらうくらいの気持ちがあった方がいいのではないかなと思ひまして、その点を1点お伺いしておきます。

それからもうひとつ79ページのコミュニティの関係ですが、実は先般蕨神地区のコミュニティ協議会の役員会があったのです。そのときにコミュニティという部分でお金の使い勝手の何て言うか、こういうふうに使ってくださいというか、こういうふうに使うことがいいのですよというのでもらった資料が、まことに使い勝手がよくないのです。

ソフト事業いわゆる提案事業70万円。これはそのとおりなのですがハードで使う分の180万円が、その5割程度の約90万円を基礎事業の中で赤線青線、そういうものをいわゆる修繕とか維持とかに使いなさいと。もう一つ市道の小修繕いわゆる赤線青線以外の市道の小修繕に90万円くらいは使いなさいというのがここに出されているのです。

12月の一般質問の市長との議論の中では、こういうことは余り言わないでもっともっと使い勝手のいい180万円にしますよ、という答弁をいただいていたのです。おれはこれが出てきたので、何かの間違いではないかと言ったけれども、こういうことで打合せをさせていただきましてということでした。やはりこういう余りにも縦にしっかりと使い勝手を決めたような指導をいただくと、おれみたいに面の皮の厚いのだったら何を言っているのだと言われるけれども、そうではない人はやはりこのとおりに使わざるを得ないというふうに誤解をしますので、その点についてお伺いをします。

市長 市長交際費であります、これはご承知のように旅費とかそういうことでは全くありませんで、いわゆる簡単に言えば接待費的なものです。大半がこの部分は 大半とは言いませんけれども、相当額が市内のそれぞれの業界、団体あるいは区、その他にもあのお祝いだ、このお祝いだ、葬儀だあれだと、そういう部分であります。本来それはそれでいいのですけれども、市長交際費として機密費的に使うという部分は、今はほとんどありません。なくて済んでいます。

ですからこれは400万円を380万円というのは今までの実績から見ても大体そのくらいで大丈夫だろうということであります。前にも若井議長からそんなことでは困る、450万円に増やせとこういう話がありましたが、いよいよ何か大掛かりなものがあって、どうしても必要だという場合はまた議会の方をお願いをして増額ということになりますが、とりあえずは確かこれで大丈夫。

そして露出の部分につきましては、旅費等は例えばその旅費が少なくて私が出るに出不いとか、そういうことは全くございませんので、なるべく出ています。今、私が特にいっぱいやはり出るのが全簡水の全国の会長になりましたので、これは要はここから旅費は出ません。1回出てまたそっくり旅費は戻ってくるのですがそういう部分とか。全国自治体病院開設者協議会、これの副会長ですね、そういう部分があります。

大平さんと並んで私が隅っこに扱われるのは、彼女が女性であり、しかも清新であり、当選したばかりですから非常に世間の耳目を集めると。ただ浦佐のバイパス、これは協議会長が星野さんのときからあちらでありますし、そういうこともあってバイパスのときは私は常にわきで。会長があちらですから、立場をわきまえながら余りしゃしゃり出ないようにしておりましたが。今度は顔自体は私の方が確かでかいので、なるべく押しのけはしませんけれども、一緒に写るときは並んで写るくらいの配慮をしながらやりたいと思っております。ご配慮いただいておりますが、何とか大丈夫だろうと思っております。

地域コミュニティの方は私が触れているとおりでありますので、それにこだわらずにやってください。それは何で出たかというのはちょっとわかりませんので、担当課長が、なぜというか具体的な例としてこういうことですよということを言ったんだと思うので、それを含めて説明いたします。

企画政策課長 昨日、薮神の協議会の会の後に、ちょっと私の方に同じような質問が来しました。その際の回答としてはこれはあくまでも目安であって、市の予算が建設課の方からコミュニティの方に回っていますので、考え方としては市の予算を従来の使い方と違うところに使って、足りないところをまた建設課の方に要望すると建設課の予算が当年度分の対応ができないので、あくまでも目安としては青線赤線、それも今まで従来市の方で予算措置していなかった部分については、コミュニティの方で必要性があればそれはオッケーだというふうに話をしておきましたので。

そういう関連からおおむね半分くらいを目安に使ったらどうですかという意味合いですので、先ほど市長が言いましたように、地域の事情に応じてそこにこだわらずに使っていただいても差し支えありませんが、市の予算も当年度分残ったところをまた建設課の方へ、維持管理分を要求されると建設課の方の予算の対応も早急にはちょっとできませんので、その辺、大和のセンター、塩沢のセンターあるいは企画の方へご相談をいただいております。

井上智明君 市長の交際費についてはおおわかりなのですが、せっかくここでもって当初予算ですので、残すことのないようにしっかりと一生懸命に外に出て頑張ってきていただ

きたいというふうに思っています。

それからコミュニティの予算ですが、やはりこれが一つの例だということであれば例なのですが、こういうふうに出されたものをとると、どうしてもここにこだわってしまう。まして1年交代でかわる区長にこれを渡せば、それ以外に使用できないと取るのが当たり前なのです。協議会長は長年やっていますが、その中で資料として会議でこれを出してしまえば、この資料が歩いてしまうのです。

ですから、これはより慎重に。多分そうだろうというふうな思いはあるのですが、より慎重に。これは一つの例ですのでこれ以外に看板立ててもいいですよとか、ということを出すべきだと思っています。それからくしくも課長が言いましたが、今の予算の組み立てが建設課の方から原資が出ているということであれば、いつまで経っても建設課の方からこの原資が出るということは、ちょっとおれは方法として正しい姿ではないのではないかなというふうな思いがしています。これがあるがために建設部門の予算がこの分だけ少なくなるということは、全体の予算の構成として正しい姿ではないと思っていますが、その辺の考え方をお願いします。

市長 このコミュニティの当初がなぜこういうことになったかというのは、あるやはり地域、地区、毎年地域の区長さんがみんなで、市の職員あるいは私までを含めて現場を一緒に歩いて回って、そして予算付けの要望をして。もう、そういうことはこれからはしない方がいいだろうと。しかも、例えば幹線的な道路だとか河川だとか、大規模な工事というのはこれは無理ですけれども、非常に小さな、ここの側溝がちょっと欠けているから何とかしてくれ、側溝のふたが3枚ほどだめだとか、そういうことが非常にあったのです。それはもう地域の皆さん方がその地域の計画の中で、年次計画を組みながらお互い話し合ってもらって。まずそこから始めよう。

ですからまだその途上です。それは今まで建設なり農林でも結構ですけれども、大体維持管理費の中から出ていた分ですね。初年度は建設課の維持管理費分をどんと減らしたのです。そうしたら、することはするけれどもまだ建設課の方にもいっぱい来ると。こういうことで、それではちょっと話がおかしいなということですが、要はまだ途上だと思ってください。最終的にこれが例えば500万円だとか、あるいは1,000万円だとかということに増やせば、これはもうとりあえずは2～3年で終わると思うのです。

ただ、まだそこまでの予算措置ができませんので、提案予算の方はこれからもうちょっとくらい増えていきましょし、基礎予算部分ももうちょっと増やしていくつもりです。原資をそっくり 当初は確か1年目はそっくりくらいだったかな。建設の維持管理の方から引っ張ったのです。それではやはりちょっとおかしいということで、2年目くらいからはそっくり引っ張るということではなくて。でも、その分建設やいろいろなところに来る要望は減るわけですから、それは当然その部分を分けたっていいわけです。

ですので、その辺がまだきちんと、では本当に減った分だけこちらの仕事も減っているかと言えばそうでもないというような、いろいろまだ試行錯誤ですのでもう少し様子を見なが

ら。おっしゃったようなかたちが理想でありますので、そこに近づけるようにまた努力していきたいと思っています。

小澤 実君 2点ほどお伺いいたします。まず今ほどもありましたけれども、65ページの職員費でございます。職員費の中には毎年定期昇給分というかそういうものがあるかと思いますが、その辺がどのくらいの率なのか教えていただければありがたいと思います。

それともう1点これと同じページなのですけれども、手数料ということでごみ処理の手数料が170万円ほど計上されております。また、シュレッダーのリース料ということでもって11万5,000円ですか。いろいろな契約をされているわけですし、いろいろなごみも出るわけですけれども、重要文書等々の処分もこのシュレッダーにかけて、もう溶融炉にぽんと投げてくるという、そういう流れなのでしょうか。その辺2点お伺いします。

総務部長 ごみの部分でございますが、中ほどよりちょっと上の方に170万円ということでございますけれども、大和庁舎それからセンターの搬入分のごみ処理。これはごく普通のごみというふうに考えていただいてもいいと思います。

シュレッダーにつきましては本庁舎にもございますが、先ほどおっしゃったような重要書類、あるいは秘密書類につきましてはシュレッダーにかけて廃棄処分をするというかたちでございます。今のごみの中にももちろん資源ごみの部分も入っています。先ほど、一番最初に言った方は入っています。

総務課長 定期昇給の分がどのくらいというのはちょっと出ませんが、通常若い人ですと定期昇給分が2パーセント台になると思うのですが、私どもみたいになると定期昇給しても1,000円いかないな、もっと少ないかな。当然給料が高くて上がる率が少ないですので、非常に低い率になっています。このうちいくらが定期昇給と言われても辞める人もいますし、採用されて来る人もいますので、定期昇給分がいくらとは言えませんが、若い人たちで働き盛りの人は2パーセント台くらいの定期昇給額になると思います。

小澤 実君 まあまあ若い人で2パーセントくらいという部分がよくわかりましたし、この前段でもって歳入の部分で71億5,000万円ですか。というような市税の収入。ずばり今56億5,000万円という職員費というような中でおおむね8割くらいなのですね。この先税収がまだ落ち込む中で先ほど26番議員のお話にもありましたが、どんどん今入れ替わりの時期になるのだという部分で、若干なりともその格差というか市税の収入は逆に下がるのだらうと思うのですけれども、給与自体はなかなか若干なり下がっても比率的には意外と変わっていかない。いずれにしろこの財政運営に非常に難儀をするのではないかなというふうに思いますが、その辺1点お願いします。

市長 経常収支比率が割合と高いですね、うちの場合。ですから、とりもなおさずそういう部分が。前にも中沢俊一議員のご質問だったか、うちの方はなぜそなたと。結局人件費、これがある意味で固定部分ですけれども、やはり一般的な市と比べてうちが人件費分が多いのは、保育士さんがいわゆる公立の保育園が多いということです。平均的には、うちより多いのもあるかもしれませんが、公立保育園が。ですから、保育士さん

の数は非常に多い。あとは病院はそういうのは別個ですけれども、そういう部分。

それから固定費的には除雪費だとかそういうことも、いわゆるまあまあ経常収支の方に響いてくる数値なので、一挙にこの経常収支比率が、税収でも倍にでもなれば別ですけれどもそういうわけにはいきませんし、そう劇的に改善するというにはならないと思います。そういうこともあり、そしてどこまでが公でどこからが民間でいいかということも見極めながら、保育所の公設民営化とかそういうことも一応計画しているわけではありますが。

いずれにいたしましても今の税収の中で8割がたがその人件費ということですので、これは財政運営上はやはり自由に使えるお金というのがその分少なくなるということは間違いありませんので、厳しいことは十分自覚をしながらやっていかなければならない。そういうことだと思っておりますので、気を付けながらやっていくということだと思えます。

総務課長 先ほどの答弁で率がわからないと言いましたけれども、予算書の267ページ。平均の昇給率が出ておりますので、平均昇給率が1.07パーセントです。

(「はい、すみません。ありがとうございました」の声あり)

山田 勝君 3点お伺いします。71ページの全般的なことではありますが、電算対策の費用全般であります。毎年確実にこの電算費用が上がっておりますね。確かにその有用性というのは十分わかりますけれども、また今年も上がるのかと。どの項目を拾ってもこの2年、3年上がっております。職員の方が減っているということもあるのですけれども、では、これがどこまで行くのだろうという、事業とそれを導入することによる効果とかそういったものが我々にはちょっと見えてこないのです。またもっともっとかかるのかなと。そういったことで事業と、これを導入することでこれだけ予算がかかるけれど、これだけの効果があるのだと、そういったものを示してもいいのではないかと思うのです。その辺を全体にお伺いしたいと思います。

それからもう1点であります、73ページになります。光ケーブルの架設です。これは大変素晴らしいことだなと思います。それで残念ながら後山、辻又地区が無線で先に対応したということで対象外。それは補助金を使っているから今回光を入れないのだよ。ただ、地元でやはり声が出ますのは、例えば家の中でランを組みたいといったとき、特殊な部品というか特殊なものであって、市販では購入できないという話を聞いたのです。ですから非常にやりづらい。

それで当初市長の言われていた、可能ならばということなのですが、補助金を返還して光を張れば張りたいと。結局だめだということで止まっているわけなのですけれども、何とかその辺をもう一考できないかなというのが一つの思いなのですけれども。

3点目、同じくページ73なのですけれども。車両費全般です。やはりこれが平成19年が6,600万円。20年が6,800万円。21年が7,200万円。22年の予算で7,400万円と。これも確実に増えているのです。今ほど伺ったように職員数は確かに減っているのです。ますます本庁方式でこちらへ職員とその機能が集中するとなれば、こちらも減っていったいいのではないかと思うのですが、この増えていく理由などをお伺いします。

総務部長 電算の部分は確かに毎年上昇しておるところは否めない部分がございますが、なかなか金額について下げるとするのが非常に難しいという部分があるというふうに思っております。市長会でもやはり各20市の中で電算に入る部分が高いというのがありまして、それをちょっと研究をしよう。英語で言うと何て言うのだから忘れましたが、要は私どもが入れる相手を均一化といいますか、要は交渉がきちんとできるようにしていこうということで、三条の市長さんが頭になってうちの担当も行っています。ここすぐは減額にはならないかもしれませんが、高いもの、専門性という部分にかなり揺らぐところがあるのでしょうか、やはり安くしていきたいという思いはいっぱいあります。

それからもう一つは今まで買取りだったものがリースになったりしまして、その辺のリースの部分が増えているということはあるかと思えます。5年経って6年目でリースになったということで、その部分が増えているのだらうというふうに思っております。

もう一つ電算の方ですが、効果についてはどういった表し方がいいのかちょっと今思いつきませんが、検討をしてみたいというふうに思います。

それから光ケーブルでございますけれども、補助金を返還していくということなのでしようけれども、一度対応してだめだということでございますので、ここでまたもう一度お願いしてよくなるということにはちょっとならないのではないかなというふうに考えます。

それから車両でございますが、一つは確かに燃料費がここ数年で見るとかなり上がっているわけでございますので、その部分はあるかと思えます。極力長く使う。それから今職員の私用車、朝ここに来て夕方まで停めておくわけですので、私用車も各庁舎間の運行だとかにお使いをいただいて、それは確か20円だったと思うのですが、旅費の方をぐっと下げましてお使いをいただければ駐車場も空きますし車もいいわけですので、そんなことも試みておりますが。特別車両についてはこうこうこうだからどんどん増えていますということはございませんので、ほぼ、そういった経費が少しずつ上がってきているのだらうというふうに思います。入れかえの分は当然でございますが、の増だらうというふうに思っております。以上です。

総務課長 若干補足説明させていただきます。今ほど部長が言いましたようにシステム関連は合併時にパソコン250の80台くらいですか、300台以上を当時補助金をもらうために購入しております。これをリースに変えた結果、この他にあとサーバーもそのとき皆購入しておりますが、今後これはリースになるということで今年は特に増えています。なお来年も今年12カ月分の使用ではないですので、来年も今度フル1年になりますので、若干上がるかと思えます。

参考までに申し上げますと、基幹系の方のサーバー、パソコンについて5年分の総額ですが、当初業者の方では4億8,000万円程度で見積りを出してきております。これを各社競わせました結果、3億円ということで1億8,000万円ほどの削減を見ております。参考までに。

山田 勝君 了解いたしました。それでただ総務部長の答弁ですと、車両の方にはちょ

っと精査していないという答えでよろしいのでしょうか。そうするとちょっとやはり一般的には納得できないですね。これだけ人員が、職員の方が減っている中で、本庁舎方式が進められている中で、毎年こうやって伸びてくるということ自体はやはりちょっと我々納得できない思いがするのですが。

総務部長 端的に申し上げますと、車両管理費の中で今年度、当年度185万円ばかり増えていますが、これは先ほども申し上げましたように車2台入れかえるという部分でございます。その購入費が475万円ですので、全体的にはこれを買わなければ100何十万円ばかり少ないということになります。ほぼ例年と同じデータだというふうに思っております。ご納得はいただけませんか。

林 茂男君 69ページです。2点ほど質問させていただきたいと思います。防犯対策事業費ということで掲げられておりますが、大変私のもとにも、私もそう思っております、大変街路と申しますか、道が暗いという苦情。また、何とか防犯灯を増やして欲しいというような声がたくさんあります。例えば私の地区では街路灯と申しますか、事業者が負担して立てたものがあつたのですが、そういうものが大分減っていつているという現実がありまして、防犯灯に頼らざるを得ないというような地区も出てきております。他の地区を回っていても大変暗いなということで、今は本当にまさにこの防犯ということも含めてなのですけれども、女のお子さんをお持ちの親御さん等からは大変この声が上がっています。

私、今回どのくらいの予算がこういうのに付くのかなと思って気にかけておつたのですが、消耗品を含めて212万円ということで、当市の広いエリアを考えますと非常に少ないのだなというのが率直な気持ちであります。

現在その各行政区単位で多分街路灯の設置は要望が上がってきて、それを市側がどのくらい認めて付けていくのか。それは電気料を含めて現地の負担分もあるのだと思いますけれども、現在その要求にどのくらい応えられているか。率と申しますか、多分出ないとは思いますが、そのようなところを把握されておられるのか。また、例えばどんどんと箇所を増やしていつている傾向があるのか。それともいらぬところを外していつているのか。

また、設置する基準ですが、例えばこの地区は何戸あるから何台の防犯灯の設置があるとか、そういったところの基準が果たしてあるのかどうか。これは本当に要望が強い面もありまして、私は市の予算として消耗品 これは壊れた部分もだと思しますので、この14万円の中のどのくらいが新たな灯具と申しますか電気かわかりませんが、これをもっと何倍も予算を付けるだけの価値が、私は必要、需要があると思っております。今回の予算はこういう金額ですけれども、今後十分な検討と拡大を。予算を盛っていい事項だというふうに思っております。ご質問させてもらいたいと思います。

それから2点目ですが、ページをはぐっていただきまして79ページ。集落集会所。一番下段ですけれども下から2行目ですが、集落集会所の施設整備事業の補助金とあります。本当にいろいろな行政区単位で一個ずつあると思うのですけれども、老朽化しているところ、新しいところ様々ある。これはその地区の努力によって作っていくというのが本旨だと思

ますけれども、どうもいろいろな話が行き交う中で私もちょっとそういう疑念がありまして、非常によくいろいろな目ざといと言ったら言葉が悪いのですが、非常に頭のいいやり方でやっている地区と、手をこまねいて声を上げずにいる地区があるのではないかなという気がして、こういったところに補助金を出す基準。例えば農業の関係の予算でここはもう減反とか頑張っているから付けられる。例えば私どもの石打は全くもう無理なのですけれども。そういう基準もあると思いますけれども、それ以外のところで例えば順番待ちがもうたくさんいて、一つ、二つくらいずつしかやっていないのだというようなことがあったらお知らせいただきたいと思います。この補助金を付ける云々の基準めいたものがありましたら教えていただきたいと思います。

総務部長 1点目の防犯灯のことでございますけれども、確かに行政でやっているばかりではなくて、集落の方、行政区の方から非常に大きなお力をいただいて今の防犯灯があるというふうに思っております。ただ、私ども市の方でやる防犯灯につきましては設置要綱がございまして、50メートルスパンで人家がないとかという部分のものがありますので、いわゆる街中で防犯灯の設置基準に合うというのは、ちょっとほとんどないというふうに考えていただいているかと思っております。

ですので、ここで集落の方、行政区の方が防犯灯をお付けになるので、防犯灯の器具だけ差し上げるという部分の買い込みの分もありますし、この他に東北電力さんから確か20、30の量で防犯灯の寄贈がございまして、その辺も集落の行政区の方で必要であればお申し付けいただければ必要な数をおあげできるというふうになってきておりますので、その設置要綱の中で対応をさせていただければと思います。

増加しているかどうかということですが、北里大学の周辺にも地域の皆さんと一緒に付けるというものもありますので、増加傾向にあるというふうにお考えいただいているかと思っております。

それから集落、集会所の補助事業でございますが、これも要綱がございまして、マックス400万円で補助をしておりました。ただ、非常に手持ちというか申し込みが多くなりまして、19年だったと思うのですが、いったん受付をやめさせていただきました。本年の部分の方が手持ちの最後ということで、姥沢、台上区さんに出すと。23年からは新しい方向で考えようということで、今、要綱、制度を考案中でございます。おっしゃるように10戸の世帯と400の行政区があるわけですので、それが同じでいいかという部分もあります。今その辺を検討していて、23年のときに反映をしたいというような状況でございます。以上でございます。

林 茂男君 ありがとうございます。防犯の件につきましては設置要綱で決められて、スパン50メートル間隔ということですね、人家がないところですね。それがまさに問題というか、今、人家でも例えば旅館をやっているような家でも、電気をなるべく消すと。お客さんいないときの話ですけれども。そういうことが起きていまして、これは50メートルスパンできちんとあって、人家があってという以上についていないのではないかなという、

ちょっと率直な気持ちがあるのです。この要綱を見直す、我々は運動なりお話し合いをさせていただいて、これはやはりちょっとやっていった方が、私は市民の皆さんの感覚に沿うのではないかなと思っております。

それから2点目の集会所の施設の問題ですが、これ400万円で今回打ち切りになって、また23年度からということで了解しましたが、この400万円というのはマックス 全体額の中でそれだけは何ていうか、いろいろなことをやっているから渡すということではなくて、どういう・・・（「新築です」の声あり）新築ですね。例えば農業関係のことに協力しないと云々関係なく400万円渡しているやつですか。手を挙げた順番でやってきたということでしょうか。

寺口友彦君 二つほど。まずは69ページ、広報公聴のウェブサイト編集システムであります。ホームページの更新だろうと思います。現在は南魚沼市、うちの市のホームページの方が余り使い勝手がよくないということで、特にイベントであるとか公民館事業であるとかについての書き込みである量が少なすぎると。市報に比べてすごく少ないというのがあるので、そこら辺の改良がなされるのかというところをまずお聞きをしたい。

それから73ページの高速インターネットでの光ファイバーの通信事業のためのインフラ整備であります。市内全域で先ほど議論があった地区が若干あるということはありませんけれども、この光ファイバー通信事業が行われるためのインフラ整備ということで歓迎をすべきものであります。が、実際この通信事業についてみますと、多分NTTさんが独占ということにならないと思うのですが、市内の業者で中小ですけれども、そういう事業を既に営んでいるところがあって、そういうところに影響が出るというようなところの心配はないかという、この2点について。

総務部長 広報の部分でございますが、おっしゃったようにホームページの部分が17年に買取りをしております。22年の9月で終わりになりますので、ここで改めるということでございますので、どういったホームページになるか。今までと同じではなくて、当然やはり更改があるのだろうというふうに考えております。（「すると言わないと」の声あり）はい、では改修をいたします。（「あるのだろうではなくて、やりますでしょう」の声あり）

それから高速インターネットの部分でございますけれども、これは現にやっている方もいらっしゃると思いますので、規制緩和から結局参入が自由になったわけありますから、NTTさん以外の方との競合はおのずとといいますか、あるものだと、あるというふうに思います。ですので、まだこれから架設でございますけれども、そのあとにはやはりそういった問題は若干出てくるだろうというふうに思っております。

寺口友彦君 総務部長は総責任者でありますので、あるのだろうではなくて、本当に市民の皆さん、便がいいように変えるのだから心配しないでくださいと、そういう答弁をいただきたかったです。

それから光ファイバー通信事業でありますけれども、市内でやっていらっしゃる方は若い方が多分中心になってこういう事業を 市内ですよ、やっていらっしゃる方が数社あると

いうふうに聞いております。その方たちが結局自由競争でありながらも、市がよかれと思って整備をしたインフラによってそういう方たちが駆逐をされていくということがあっては、市にとっては非常にマイナスな部分が出るかと思いますので。この部分はその業者を優遇しろというわけではありませんが、やはりきちんとしたお話をさせていただいて、NTTが独占になるというようなことがないように注意をしていただきたい。

総務部長 先ほど申し上げましたようにそういう現実がございますので、そういうふうにはやっていきたいというふうに思っています。

中沢俊一君 2点お願いいたします。69ページ下段になりますが、8番議員から質疑がございました、電算関連の予算であります。総額2億7,000万円。このうち委託料と使用料、賃借料だけで2億3,000万円からあるわけです。これは何年か前にこの場でも質疑があったと思います。やはりこの市の職員は専門家ではないわけですから、どうしてもこういう交渉はごくのところまでは踏み込めない。よその自治体もよく眺めた中でこういう交渉には当たってくれというふうに意見を述べさせてもらいました。

さっきやと三條市でしょうか、その市長さんの方で提案したそういう仕入れについて、交渉についての仕組みができそうだという話がありました。この初日でしょうか、任期付職員という議案がございましたが、こういう専門的な知識を持っている方がもしいたら、本当にすぐこれは交渉の実が上がるわけですから。2年なら2年、そういう交渉の土台づくりなんか積極的に使ってみるという気はどうでしょうかね。あるかどうか聞かせてください。

もう1点になりますが、85ページ、徴税費になります。県の方の肝いりもありまして、準広域的な徴税システムができたというふうになって、多分2年くらい経過したと思っていますけれども、この辺の手ごたえですよね。どんなノウハウが出てきたとか、この辺が改善されたとか、また問題が残るとか、いうふうだったらひとつ聞かせてください。あわせてその東京事務所があるわけですが、こういう経済状態、この先どうなって東京事務所は持っていくのか。また、全体のボリュームですよね、徴税対象のボリューム、それから毎年その成果、あるいはまた課題、こんなものがございましたらひとつ教えてください。

総務部長 職員の部分ではとても技術が非常に高い職員もきちんとおりますので、必要に応じてそれは任期付職員でやった方がいいということになれば、それはその時点で考えさせていただきますが、今のところその必要は私は感じておりません。任期付職員を採用することは今のところ私は考えておりません。

税務課長 ただいまの徴税費に関してでございますが、県が肝いりで作りましたのが、年が変わりましたので一昨年の9月から、私ども半年先行ということでさせていただきます、今年度の4月からが県下一斉に正式にスタートしたというところであります。

ちなみに私どもの21年度中の1月末までの状況でございますけれども、機構の方に引き受けをしていただいたのが、件数として95件、滞納税額としては9,500万円ほど引き受けをしていただきました。そのうち6件、460万円ほどが収納済みになりました。7件、対象税額として630万円ほどの差押えをさせていただきました。それから13件、1,73

0万円ほどの納税誓約をいただきました。というようなことで、スタートする段階で金額と、それから2年以上なんらの接触がないものということは、ある程度絞り込みをさせていただきました中でやらせておりますので、今のところはこういった成績で進んできているという状態でございます。

問題点はないかということでございますが、今、県下いずれのところもそうなのですが、基本的な事務所を県税部の中に置いてございます。それで今各市町村と県税部の方でいわゆる電子的な回路が繋がっていないということがありまして、そういった部分で職員が自分の手元に戻ってきてデータの確認をするというようなかたちの作業をしなければならないというのがシステムのありまして、その部分が課題に今なっております。

これは全県的な問題ですので、県ともいろいろと調整をさせてもらっておりますけれども、当初の段階で3年をめでに検証をするということになっておりまして、県はまだ今すぐにその電子的なラインを各市町村とつなごうということにはならないようでございます。というのはそれぞれの市町村の仕組みも違いますので、それをつなぐということになると相当膨大な投資が必要になってきます。その辺でいろいろと検討をされているのではというふうに思っております。

次に東京事務所でございます。東京事務所は毎年大体380万円から400万円程度の経費がかかってございます。22年度につきましてはちょうど契約の更新年ということがありまして、保険それから家賃等について若干の上乗せがございまして、例年のベースでいきますと大体380万円から400万円という経費でございます。

実際の成果でございますが、平成20年度では850万円ほど東京事務所の方を通じて収納がございました。こちらの方から22年度の場合ですと、今までに、これは1月末でございますが件数で210件、730万円弱の成績がございまして、私どもの方としましては東京事務所を構えて都税事務所のOBの方をお願いをしているわけですが、専門知識を持っている方に対応していただいているということで、これだけの成績を上げさせていただいているというふうに思っております。以上です。

中沢俊一君 総務部長から答弁がございましたが、三条の市長さんのそういう呼びかけで、もし、これが 各自治体が大体のところが出てくると思います。いろいろな事情があるから一概にその比較検討はできないかもしれませんが、仮にやはり県外の例ですよね。業者が違ったりして、そういう例ともし比べることがあったら、私はある程度おおっという声が上がると思っています。

やはり市の職員は、そういう十分な交渉のノウハウ、知識があるとは、私は思っておりません。はっきり言って。日々変わるそういう技術的なこともあろうし、また専門の何ていいですか、交渉のそういうものもあると思っております。少し検討くらいはしていただいて、何よりもこれから出てくる各自治体のそういう契約の状態ですよね、よく把握をしていただいで検討していただきたい。こう思っております。

東京事務所の方ですが、成果の方については大体このくらいかな、ということはわかりま

した。経験のある専門の方ということでありますから。ただ、やはり時代が移ってくればこういうかたちで支援があればもっと、弁護士のちょっとした助力であるとか、あるいはまた警察OBの方のちょっとしたあれであるとか。そんなことがもし、助けになるのであればまた少し参考にでもすればいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

総務部長 職員が交渉能力がないというふうには私は思っておりませんので、現存で今やっている情報担当も二人でこの市内の900台以上でしょうね。それを全部運営しているわけですから、技術的には非常に高いものだと思っております。

先ほど三条市長さんののを申し上げたのは、やはりその県内の情報担当の者が一堂に会して、例えば共通経費で品物を買うにはどうする、安くするにはどうするとかということをするわけですから、そういうところで研修を重ねていけばいいものだろうというふうには思っていますので、ただちにその任期付職員を採用するという気持ちは持っておりません。

議長 休憩します。休憩後の開会は2時55分とします。

(午後2時37分)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後2時54分)

関 常幸君 2点ほどお願いいたします。1点目は69ページの広告料130万円ですけれども、この広告料については市民に市政を十分周知して反映させていこうという趣旨であると思いますが、この中にFMゆきぐに入っていると思いますけれども、総務部長それによろしいですか。

そういう中で市長。特に市長は就任以来、へき地のところとかそういうところについては本当によくしていってもらおうということで、4地域のこととかそれから後山の電波障害等々についても本当になされております。それでFMゆきぐにの電波が 私もいろいろ担当の方とかFMゆきぐにの方にも話はしているのですけれども 実は浦佐地域がほとんど聞こえないのです。そういうふうな事実がもし、市長の耳のところに行っていなかったらこれから。本当にそういう実態なのです。公の電波が、なお税金を使って市民に周知していこうというのが、こういう実態であるわけでありますので、この内容よりもそういうことについてぜひ市長の考えを。ぜひ是正をしてもらうように。確かに金がかかると思います。簡単にはならないと思いますので、ぜひ考えをお願いしたいと思います。

それから77ページであります。庁舎整備についていよいよ10月から始まるわけですが、この概要については保健センター、農協のどこを使ってということは口頭でいろいろ聞いて、概略については承知しておりますが、きちんとした中では私ども議員にぜひ承知する意味で、ペーパーで配付してもらえればなというふうに思っております。お願いをしたいと思います。以上2点ですが、お願いします。

市長 FM電波が浦佐地域は不感といいますか、非常に不便だということは伺っております。それで、実はこれはまだどこまでどういうふう交渉が進んでいったかちょっと私が承知していませんけれども、北魚沼地域ですね、北魚沼。いわゆる魚沼市、ここが非

常に何ていいいますか。あそこは今入っていないのですよね、あれの中に。それをエリアにしたいと。ついては、ということで私もFMさんをお願いをされて、魚沼市側の方にぜひともその一つのエリアに入れないかと。そうしますと結局これはまた電波の何とかという許可をもらって、エリアを広げて、あとは電波塔ですか、それを建てていかなければならないわけですけども、それが進めば当然ですけども浦佐もきちんとよくなるのです。

ところがまだそのことがなかなか総務省の方も含めて、いいよという話にはなっていないようでありますので、その辺を見極めながら。もし、それがだめであればやはり何らかの方法を考えないと、これはいわゆる電波の区域でありながらいわゆる難視聴でありますから、これは何らかの対策をしなければならないという思いですけども。そんな状況を今検討中でありまますので、その点だけご理解ください。では、あとは総務部長に。

総務部長 おっしゃるような配置につきましては後ほど、ちょっと今いつになるか申し上げられませんが、ペーパーを作って議員各位の方に配付したいというふうに考えております。以上です。

関 常幸君 前段のFMゆきぐにについては、市長はご存知だったようでありますし、検討しているということでありますので、ぜひ遅くならないうちに検討の方を早めに進めてもらいたいと思います。

それで今の庁舎整備でありますけれども、私も例えば要望として通らない要望ですけども、トイレをぜひ改造してもらえればなというふうなのがあります。細かいところありますので、これは要望として聞いていてください。お願いいたします。

市 長 これは私の方からも指示してありまして、今は洋式が全然ないトイレなんてちょっとないということで、全部にはなりませんけれども、ある程度それを改修といえますか、する方向で検討を進めております。

牧野 晶君 まず1点が、先ほどからちょっと何人が言っている73ページの高速インターネット。これから入札や、議会の方に契約の議案が出てくるということですけども。これが出てきたのが、確か6月議会だと思ったのですが。6月ですよ。それからずっといろいろお国の政権交代とか何やらであったわけです。実際私たちが使えるようになるのはいつなのかについて。例えば22年度中なのか、それとも22年の、1年後までなのか、それとも半ばあたりにできるのか。やはり最近またよく人に聞かれるのが、光ファイバー入れて、光ファイバーって来るの。機器の更新しようと思うけれども光ファイバーが来るという噂もあるし、ちょっと待っているのだけれども、どうすればいいのだろうなという声も聞くので。せっかくですから遅いよりも早い方がいいと思います。その点1点お聞かせくださいというのと。

あと、私のところに過去 これはちょっとページがどこにあるのかちょっとわかりませんが、総務の全般として。入札についてですけども、例えば指名競争入札ということになると、たまに辞退というのがあるわけですよ。私はたまにあそこでわあっと見ていると辞退というのがあるわけですけども。その中で辞退する人というのは、先ほどちょ

っとちよろちよろ過去に聞いたこともあったりするの。ちゃんと書面でくれる方もいれば、書面でくれない人もいるということで、そのところどういうふうになっているのか。辞退のときの扱い方について、もし書類を出せと言って、辞退は書類でくださいよというふうになっているのであれば、せっかく指名で入札に参加しませんかということなのに、辞退の書類も出てこないということは、次はではペナルティでお休みにするとか。そういうのが逆に必要ではないのかなというふうな思いもあります。そのところの扱いについてどういうふうにご検討されるか、お願いします。

総務部長 光インターネットにつきましては、非常に国の内示が遅れまして、元々はもっと早くしたかったのですが、つい何週間前くらいでしか内示が来ていないというような状況です。これから追加でまた議案をお願いいたしますが、22年度中に完成をしてというつもりであります。時期的にまだいつからとはちょっと言えませんが、22年度中に完成ということをお願いをしたいと思います。

それから入札につきましては原則は、一般競争入札は関係ないのですが、指名の場合の入札辞退は原則は書面だというふうに思います。入札当日に結局1回目はやって、例えば2回目で辞退をするということもありますので、口頭の部分もありますが、原則は書面だということ。以上です。

牧野 晶君 入札の方からいきますけれども。入札の方で、ではちゃんと書面で出ているのかどうかについて聞いてみたいのですが、どのくらいの方が辞退するときに書面を出しているのか。書面で出していないところについてどういうふうなことをしていくのか。そういう点お聞かせいただきたいと。それで私がこういう質問をした点・・・市長の方が答えがあるみたいで、ここでやめておきますけれども。

あと、高速インターネットの方ですけれども、960万円。ちょっと私の方の勘違いだったらそこはまた指摘をして欲しいのですけれども、要は共架料で960万円貸すわけですよ。貸すそのお金が、要はサービスを受けていないのに何で貸す予算が盛られるのかなという疑問はわきませんか。どうなんですか。

要はサービスが提供されたら初めてこういうふうにも物が出ていくというのであればわかりますけれども、私はちょっとそのところが。例えばこれが1年分 1カ月であれば80万円くらいなのかもしれませんし、これはもう1カ月分でこの金額なのかもわかりませんが、そういう点で要はどういうふうな見積りされているのかについて。どういうふうな考え方でこの数字が出ているのか。同じサービスでも4月からやる960万円と、3月からの960万円では全然違うわけですよ。そのところのご答弁をいただきたいと思うのですが。

総務部長 インターネットの方からお話を申し上げたいと思いますが、総キ口数で278キ口ばかりを引かなければいけません。それを引いてNTTにお貸しをするということになるわけですが、工期的には今のところ5月の31日までの工期公告をして、若干伸びるかもしれませんが、そんなところです。

ですので、960万円というのは電柱の使用料が8,000本で1,200円ということで積算をしております。回線の貸し出し使用料の歳入とほぼ同じということでございますので、施設を貸して、共架料をお支払いして、貸出料をいただくということです。ですので、960万円でその部分についてはペイをすると、それから土地の部分につきましては電柱の土地の借用100本分を一応計上して15万円ということでございます。それから・・・では後ほど財政課長の方で説明します。

財政課長 入札について若干ちょっと説明させてもらいますが、うちの方では一般的には制限付一般競争入札、それから指名競争入札というのを主にやっているわけですが、制限付一般競争入札の場合につきましては、公告をやって希望者が申し込みを行います。そしてその後申し込んだけれども都合でその後止める、あるいは指名競争入札で指名したにもかかわらず応札は希望しないという場合は、事後で意思があったのとかトラブルを避けるために、書面で辞退の意思表示をいただくと。ただ、辞退することに対するペナルティというのはありませんよという扱いでやっております。

それでたまたま人間ですから忘れることもあるわけです。当日。その場合は後で提出をお願いして出してもらっている。そういう扱いでやっているのです。それで全然そのすべて完璧に出してもらっているかという点になりますと、催促しても横着で出さないものがあつたかどうかまでは、ちょっと調べようがないという状況です。以上です。

牧野 晶君 入札の方から言えばですけども、本当かどうか分からないですよ、私のところにこういうことを言う人がいたわけです。「私は指名競争入札に、声がかかっていないけれども辞退ということになっていた」という方がいたわけです。私はそんなことあり得ないだろうという思いがあつたわけですけども。

それと同時にちょっと先ほどから聞いている限り、要は市の方では確認していないですね、要はそのこのところのちゃんと。私は市の言っていることは信用してくれというのでわかりますけれども、相手の方は相手の方で、指名を受けたということになるけれども、指名の依頼も来ていないし、辞退というふうになっていたというのがあるので。これはどうしようもなく、まあ私もちょっとそれはそんなことはないだろうというのがあるけれども、確認のしようがないので、そんなちゃんと指名したのであれば指名しているのだと思いますけれども。例えば逆に市の方で本当に、そのこのところが1点と。

あとはちゃんと指名して、せっかく市の方で指名しているのに、逆に催促してもその辞退書を出してくれないというのは、私は何らかのペナルティをやってもいいのではないのかなという思いがあります。

あとそれと光の方にいきますけれども、部長の言われるところはわかる点はあるわけですけども、ちょっと次年度はではこれよりも多くなるのですかね、という点も聞きたいわけです。960万円ではないですか。では例えば5月までに完了であれば、今回6月から発生するかもしれないわけですよ。その敷地の借上料。では4～5、2カ月分今度は来年アップするかどうか。そのこのところの例えばもらうのもあるだろうし、払うのだってあるだろ

うし。そのところは大体とんとんというのはわかるわけですが、これだとちょっとどんぶり勘定的な部長の説明に私は聞こえてしまうのですが。要は年間いくらと、また月割りいくらというところの答えができていないと思うのですが、そのところ明確に答弁いただけるとありがたいのですが。

総務部長 960万円については年間だというふうに思っております。ですので、電柱を借りて、そこに敷設していくわけですから。出来上がってからそれを借りるとかということではないわけです。もう工事をしていくわけですので、設置をしてその柱を借りたところに敷設をするわけですから。

財政課長 今ほど言われた意味がちょっとよくわからないのですが、指名したけれども、それも本人が自覚がないままに辞退させられていたというようなケースは、当方の扱いでは考えられません。当方では指名して忘れて来なかった場合は、電話で指名したんだけどどうして来なかったと。指名して必ずそれは文書で送付するわけですから、それを着いたのを自覚しないままになっていて、指名されたのを認識しないというケースはあるかもしれませんが。うちの方としますとそこへ来なかったのですが、文書で辞退届は最低限はつきりさせるために提出してください、というお願いの連絡をしております。以上です。

牛木芳雄君 細かいことで恐縮ですが、3点ほどお願いしたいと思います。まず65ページの郵送料とメール業務委託料についてですが、昨年の予算当初はこのメール便の業務委託料なかったわけですが、今回ここにメール便というのが上がってきました。このメール便の使い勝手、あるいは市民の利便性、あるいは経費的にどういうものであるか。どういうことでしょうか。それで今後の方針としてこのメール便というのはもっと増えていくのか、いかないのか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

2番目であります、71ページ一番下の自動交付機システムの事業費。これは住民票の自動交付ということですよ。この自動交付機を導入するとき大変高い買い物であるなという議論をある議員がしたのを覚えているのですが。高い自動交付機、これは市民にとって利便性が向上したり、土曜でも日曜でも取ることができるということだと思っております。発行は大体どの程度で、例えば時間外はどの程度の発行だか。証明書の手数料は2,300万円ほどいろいろ含めて入ってくるわけですが、それとの比較をして、ああ大分利用しているな。高い機械を導入して正解だったというふうな感想をお持ちであるかどうか聞かせてください。

もう1点、73ページ、先ほども議論がありましたけれども、地上デジタル化による改修補助金として7組合という話がありました。2011年、来年の7月でしょうか、完全に地デジ化されるわけです。今それぞれのところで中継所の工事がなされています。解消に向けてやっていると思うのですが、この谷あいが多かったりする私たちのこの南魚沼市では、多分それにしてもやはり難視聴の地域が出てくると思うのですよね。そこに行かないとまだまだなかなか、今はテレビは観られるわけですが、もうばつんとその日から観られなくなるわけですから。あとで多分1軒、2軒あるいはあちらこちらばつんばつんというふうな

対応は考えているのかいないのか。これは総務省の方の管轄ですけれども、市としてはどう
いう対応があるか、お聞かせください。

総務部長 先ほどの郵便料とメールの部分でございますが、メール便と申しますのは、
庁舎間、それから学校等々にメールを毎日2回ずつ。例えば大和庁舎まではボックスの中に
大和庁舎に行くやつを皆入れておきまして、それを持って行ってもらったものを委託にしよ
うということでございます。

それからデジタルの改修でございますが、確かに来年の7月からで回り込みが悪いという
話もあるのですが、反面そのデジタルだと前に比べて回り込みがよくて 総務省のこれは
テレビの部分で聞いた部分ですが とありますので、全くその個々にやっていただかない
と現状としてはなかなかわかり得ない部分があります。ですので、私どもとすれば難視聴対
策で組合を作ってやっていただく分については、先ほどもちょっと触れましたが、要綱の中
で対応しますし、個々で戸戸を全部私どもでやるということではできませんので、組合の
中で必要があればやっていきたいということです。以上です。

市民生活部長 自動交付機の関係の発行の具合がどうかと、利用状況はどうかと、
こういうお尋ねだと思います。ちなみに19年の4月1日から20年3月31日と、20年
度の2年の比較で申し上げますが、19年度の利用状況で見ますと、全体で、これは住民票、
印鑑証明、戸籍の謄抄本等々があるわけでありまして、市全体で、これは塩沢庁舎、大和庁
舎を含めてであります6万472件の利用が、窓口の証明書を出したわけでありまして、
そのうち自動交付機での発行枚数が5,909件ということで利用率にいたしまして9.8パ
ーセント。これが19年度の状況であります。

これを受けて平成20年度がどうかということでありまして、全体の発行の合計が5万
8,013件でありまして、このうち自動交付機での発行数が1万375件ということで、率
にいたしまして17.9。約倍に伸びているということでありまして、利用率は上がってき
ていると。利便性の向上になったということです。ただ、議員お尋ねの時間の割合については、
今、手元資料ありませんので、可能であれば整理してまた出させてもらいたいと思います。

牛木芳雄君 メール便のことなのですが、庁舎間でもって、あるいは学校とか公でもっ
て送る場合にはそういうふうになっているということ。今、一般の家庭にもそういうメール便
というのは届いて来るわけですね。例えば郵便局であると日曜日は、配達する地域もあるか
もわかりませんが、我々のところには配達されません。が、メール便は配達をされるという
ふうな。使い勝手としては私はいい方だなというふうに思っているのです。これを例えばそ
ちらの方にも若干切りかえるというお考えは今のところあるかないか。あるいは経費的に先
ほど申し上げましたけれども、経費的にはいかようなものだけお聞かせください。

それから地デジの対応ですが、そうならないとわからないということですが、先ほど
の前者の質問にもありましたように光ケーブルが敷設されると、そのケーブルを使ってテレ
ビを観ることも可能なような時代ですから、それはそういう方法で視聴することもできるわ
けです。が、やはりどちらかというアンテナからという方が多分安いと思うのです。デジ

タルは1かゼロですから映るか映らないかで、段々よくなったとか悪くなったではなくて、映るか映らないかですから。多分私はそういうのがいっぱい出てくるのだろうなというふうに思っているのです。そのやはり対策は、いささかとも怠らずやっていただきたいというふうに思っています。

ではメール便についてもう1点お願いいたします。

総務部長 お間違えをいただきたくないのは、メール便と書いてありますが、いわゆる宅配業者のメール便のことではございません、これは。私どもがその名前を、今日はではメール便で送ってくれやというふうなかたちで役所間でやりますが、それは文書を先ほど申し上げました区分けの箱に入れておくと、旧来、職員がそれを車に積んで城内診療所に行っておろしたりしているというのを、委託が、という意味でございますので、個々の住民の皆さんのお宅にそれが直接届くということになっているシステムではありません。

ただ、おっしゃった中ではありますが、郵便とそれから今はシールを貼ったメール便というのがございまして、数の多いもの、それから単価で安いものについては、メール便を使ってかなり出しているはずで、記憶の中では確か郵便局さんが80円くらいですと、それを某宅急便さんは1通60円でいいよとかということでやってくれますので、それは金額で安い方に流しているということでございます。以上でございます。

桑原圭美君 3点質問させていただきます。なるべく簡潔にしたいと思います。67ページ下の方です。式典事業費で指定管理施設使用料というのが32万円計上されております。金額の大小ということではないのですが、これから将来背負っていく若者の式典に、指定管理者といえどもこの利用使用料が必要なのかなという点、お聞きしたいと思います。

また、せっかくの成人式でございますので、新成人を相手に地元の地場産業、例えば地酒、いい銘柄が3品ありますので、それを飲んでもらって。また、彼らが恐らく初めてお酒を飲むのではないかなと思うのですけれども、7割が県外に出ているそうでありますので、また県外に行ってPRしてくださるのではないかなと考えております。まず、これが1点目でございます。

2点目が71ページ、牛木先生からご質問ありましたけれども、自動交付機システムの事業費。これが倍くらいの利用者ということになったわけですが、これが手数料収入に見合っている事業費かどうか。費用対効果はいかがお考えかお聞きしたいと思います。

次75ページ。庁舎管理費、中ほどに電話料というのがございまして、1,100万円の電話料とあります。これは他の施設の、消防署などや他の場所と比べましても格段に電話料が高いと。そして仮に3分10円としますと5万5,000時間電話しているということになります。この1,100万円の電話料についていかがお考えかお聞かせください。以上です。

総務部長 67ページ、式典事業費の施設指定管理者でございますが、文化振興公社に指定管理を委託しているものでございますので、その部分について事業主体たる市がお支払をするということでございます。それからお酒につきましては、大ホールは飲食ができないということになっておりますので、お酒を大ホールでというわけにはちょっとまいらないと

いうことだと思います。

それから75ページの電話料につきましては、消防はちょっと別ですが、それ以外の部分の庁舎設備すべての電話料というふうでお考えをいただきたいと思います。以上です。

市民生活部長 自動交付機の費用対効果で、歳入の使用料、手数料の収入が2,300万円ほど計上してございますが、歳出の方はそこに記載のとおりであります。導入の成果、効果があったかと。見合ったかというのは、尺度がなかなか見出せませんので、ここでこれほどありましたというのがなかなか言われませんが、ただ、時間外だとか早朝だとかいう部分ではそれが十分に対応できるわけでありまして、そういった面での利便性のあれができるという部分からしていただければ効果は十分にあったというふうに、私どもは感じるところであります。

岡村雅夫君 67ページ。職員の関係ですが、職員費です。ちょっと教えていただきたいのですが、職員健康診断手数料、それから人間ドック補助金のちょっと説明をいただきたいと思います。

それから79ページ。コミュニティの問題でございますが、先ほど基礎的な部分とハードということで250万円ということでありましたが、事務費等はそれ以外に盛られているのかどうかというのがちょっとわからないのですが、ひとつ伺います。以上です。

総務部長 すみません。もっと詳しく説明をすれば良かったのでしようけれども、職員健康診断手数料につきましては、消防、衛生センター、魚沼荘等で深夜の部分がある方々100人。それから一般では正職190、臨時160の35歳以下、労働安全衛生法だったと思うのですが、の指導だと思えますが350人、それから臨時の方が35歳以上の方が130人、都合580人分の健康診断プラスがん検診の部分で533万4,000円の計上ということでございます。人間ドックにつきましては職員が600人、臨時さんが35人の635人ということで、単価9,000円で571万5,000円の計上でございます。

それから地域コミュニティ事業の方ですが、今ほどの180万円、70万円というのは事業の分でありまして、もう一枚めくっていただいた方になるかと思うのですが、事務費は別に計上になってございます。以上です。（「事務費はいくらですか」の声あり）

81ページをご覧いただきたいと思いますが、この中で地域活動拠点支援交付金ということの中に施設管理、それから行政事務費分、それから今広報を区長さんのところまで配送する分がありますが、その分をあわせて2,120万円ということでございます。

（「コミュニティの部分で・・・」の声あり）

議長 議長を通して発言してください。

岡村雅夫君 では67ページの件に関しては、国保でいくと保険者が2万円の補助ですよ、人間ドックは国民健康保険の方は、これはまた社会保険等で出たら他の補助金ということにとらえていいのですかね。

それから先ほどのコミュニティの問題ですが、その250万円の部分に関してのその事務費がいくらであるかということです。要するに、事務費は入れていないのだということかどう

か。あるような話がちょっと耳に入っておりますので、お聞きしたいのです。

総務部長　ドックの部分につきましては、上の職員健康診断が35歳未満でございますので、35歳以上でドックを希望する方についての補助ということでございます。9,000円の他に共済組合の方でも若干の補助が出ております。ですので、健康診断の一部として人間ドックに行く方と、その上の健康診断。いわゆる人間ドックでなくて、健康診断に行く部分と二つに分かれているということでございます。では、あれについては企画政策課長の方がちょっと。

企画政策課長　先ほど部長が説明しました81ページの地域活動拠点支援交付金、これが一応地区センターで事務長を常駐してその地域コミの部分の事務を担っている部分ですので、事務費としてはここに一応入っています。その他70万円の提案予算の中で、その地域コミ全体で例えばこの地区センター以外で役員がいるわけだければ、そういうところに支払う部分の報酬といいますか、手当といいますかそういう部分と。

それと一部事務的な部分については、70万円の中の2割程度の予算の中では使っていないですという話で、今進めていただいております。その他電話とかあるいはインターネットの関係。この部分は市の方で支払をしたので、今年から各地区20万円ずつこの地区センターの拠点支援交付金の方に上積みをしてありますので、そこに入っている部分が一応事務的な経費だというふうに理解をいただきたいと思います。以上です。

岡村雅夫君　前段の部分については、では保険者等がある以外に、その手当を出していると、こういうことですね。要するに自己負担がより少なくなっているということですね。

後段についてですが、私は合併した直後に、あのとき六日町に開発センターという組織があって、大体事務費というかその何ていうか、人件費というのが多分230万円くらいもらった経過があったと思うのです。それはその開発センターの要するにその部局で、対住民とかあるいはいろいろな準備とか等いる、その対庁舎との関係というような話だったと思うのですが。

私はちょっと知りたいのが、先ほどから繰り返して言うように250万円の事業をするのが、要するにコミュニティ協議会というのがあるわけです。協議会の中の予算としてどういうふうに盛られているのかを知りたいということなのです。それは一連の管理費とか、あるいは公民館的な経費とかそういうのがあるのかどうかわかりませんが、その辺はやはりきちんとしていた方がいいのかなと思ってそれについての　要するに250万円新たな事業なものですから、それを繰り返してやって今11地区でやっているわけですから、それについてやはり250万円をどう使うか。その他に事務費があるのだよということがきちんとわかって、それはだれのものだよということがきちんとわかった方が、私はいいかなと思って、それを聞いたわけですが。以上です。

総務部長　おっしゃった旧城内、五十沢、大巻はこれによりまして市からの直接的な委託がなくなったと。地域開発センターにつきましてね。ですのでしたがいまして、今は塩沢地域から大和地域までかたちとしては全部同じになったということです。ですので、確かに旧

来六日町はセンター長を置いてそこに200万円何がしが出たりしていましたが、それも今議員おっしゃったような地区協議会を作っていただきましたので施設を管理していただいて、それはここにあります地域活動拠点支援交付金の中でやっています。これについては開発センターも、旧六日町の開発センターも一緒ですし、東地域の開発センターも一緒ですし、同じ取り扱いに20年度からさせていただいたということです。

ですので、地域協議会の方には地域活性化支援交付金のその先ほど来の250万円と辺地分の増加分がございますが、それを合計しますと2,920万円でございます。先ほどの繰り返して恐縮ですが、その施設の管理あるいはコミの事務分、それから施設行政区事務もやっているところもございますが、それをあわせたその部分が2,120万円ということですので、これをあわせると5,040万円が11地区の地区協議会の方に配分になって、そこで地区の活動をしていただいているということです。

ですので、その予算書につきましてはそれぞれ地区協議会さんの方で、私どもは項目ごとに交付金としておあげするわけですので、それを地区協議会で予算を組んで執行しているということになると思います。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第2款総務費に対する質疑を終わります。

議 長 第3款民生費の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは民生費についてご説明を申し上げます。民生費の総額でございますが、22年度予算では61億9,700万円ということで、21年度と比較をしまして18.5パーセントの増額。金額で言いますと9億6,800万円ほどの増額ということで編成をしてございます。

増額の要因であります。新規事業で介護基盤の整備事業ということで2億1,000万円ほどの金額になっておりますし、それから地域子育て創生事業ということで2,900万円ほど。それから児童手当との2階建ての部分になっておりますが、子ども手当が従前の児童手当と比較しました純増分ということで言いますと、数字的には6億9,000万円ほど増えているということが要因となっているところでございます。

それでは事項別明細の94、95ページをお願いいたします。1項の社会福祉費1目、説明欄でご説明申し上げますが、一番下の丸であります社会福祉協議会推進事業費ということで、21年度と比較をしまして920万円ほど少なくなっておりますが、この減額の要因は人件費の減ということ。職員が2名この3月で辞められるということで、そのかわりに新採用の職員が1名、それから再任用というふうに言っているのかどうかわかりませんが、臨時職員が1名というようなことになりましたので、人件費の減によりまして920万円ほどの減額になっております。

96、97ページでございますが、一番上の丸でありますけれども、民生児童委員の事業費ということで金額的には21年度とほぼ同額、内容も同額の内容で計上してございまして、

民生児童委員、民生委員さんが134人、児童委員さんが9名の報償費がこの内容の主なものであるということになります。その1個飛んで下ですが、国民健康保険対策費ということで特別会計の繰出金、3億3,843万9,000円ということで、21年度と比較をしまして25万円ほどの増額で計上してございます。その下の丸ですが、八色福祉の家の管理費ということで370万円ほどの計上でございます。21年度と比較しまして70万円ほど増額となっておりますが、これにつきましては21年度の予算で電気料分を私どもの方で計上もれをしておいたということがございましたので、その分がそっくり増えているということで、その他の分については21年度と同様の内容でございます。

下ですが、2目の心身障害福祉費でございます。7億9,700万円ほどの金額の計上でございますが、98、99ページをお願いいたします。その上から3段目ですが、ふれ愛支援センターの指定管理の委託ということで750万円ほどの計上でございます。21年度と比較をしまして64万円ほどの減額で指定管理料の委託をお願いしているところでございます。

一番最初の丸ですが、心身障害者施設負担金事業費ということで21年度と比較しまして770万円ほどの減額ということでありますが、それぞれの障害施設の建設の償還金や運営費の負担金ということで計上してございます。減額の要因としましては障害福祉組合が21年度と比較しまして480万円ほどの減。それから一番下の魚野の家が280万円ほどの減というような内容になっております。

その下の丸であります。特別障害者手当等給付事業費ということで、ここにつきましてはほぼ昨年と同様の内容で計上してございます。障害者手当の月額が2万6,440円ということで、特別障害者は240人分。それからこの中に障害児福祉手当ということで月額が1万4,380円ほどでございますが、その分が40人ほど見込み数字を計上しているところでございます。

その下の丸でございますが、自立支援事業費ということでございます。増額になっている要因としましては一番下の介護給付費というようなことで、ここが約1,500万円ほどの増額となっているところでございます。上から3段目ですが、円滑化事務委託からその下6項目、地域移行支度経費支援事業補助金と、この6項目が21年から3年間の自立支援事業の臨時交付金事業ということで総額1,140万円ほど計上をしてございます。それから下から3段目ですが、自立支援医療の給付費ということで、ここにつきましては人工透析の分でございますが、95人分を計上してございます。一番下の介護給付費であります。非常に数字が大きくなっていますが、障害者の介護給付の決定者数につきましては、420人程度というふうに見込みまして生活介護、あるいは就労支援、それから施設の入所の費用ということで給付を行っているところでございます。20年度決算あるいは21年度の決算見込みを私どもの方で勘案しまして、金額を計上をしているところでございます。

一番下の丸でございますが、地域生活支援事業費ということで、21年度と比較しまして約1,000万円ほどの増額になっております。増額の要因としましては、めくっていただき

まして101ページであります、上から2段目でございます。移動支援費ということで小出養護学校の通学の補助と申しますかそういったものでございますが、昨年までは17号線の1系統でありましたが、22年度から17号線と291の2系統にしたいということで増額となっているところでございます。それから増額の要因としましては、この事業の一番下ですが、日中一時支援ということで、ここにつきましても約数字的には500万円ほど増額になっておりますが、それぞれ小出の魚沼学園、あるいは八色の里、それから巻機の里での事業ということで、支給決定は48人ということで見込んで計上をしております。

それからその下の丸、1個飛びすみません。心身障害者助成事業費ということで3,300万円ほどの金額が計上しております。福祉タクシーあるいは施設通所交通費助成ということで、福祉タクシーにつきましては1回に使える券を従来の5枚から6枚ということで変更したいと思っております。施設通所の交通費の助成については77人程度を見込んでおります。精神障害者の医療費の助成ということでございますが、ここについては175人ほどを見込んで合計で3,300万円ほどを計上したところでございます。

3目であります、老人福祉費であります。敬老会の事業費ということで対象者が今年度、22年度は8,700人ほどでございますが、出席率が55パーセントということで推測をし、費用を計上しているところでございます。老人クラブ推進事業費でございますが、これも内容的には昨年と同様でございます。市内の144の老人クラブあるいは老人クラブ連合会への補助金ということで前年並みで計上をしております。

それから一番下の丸でございますが、生活支援事業ということで4,600万円ほど数字が計上しております。在宅要介護者高齢者家族手当は150人くらいと、150人程度。その下の緊急通報につきましては260人程度。それから一番下ですが、住宅除雪の援助事業につきましては200人程度を見込んで計上しております。

めくっていただきまして102、103ページでございますが、一番下ですが、紙おむつの給付費ということで非課税それから課税世帯をあわせまして380人ほどということで見込んで計上しております。それからその下ですが、老人保護措置事業費ということで308万7,000円。これにつきましては胎内市の盲養護老人ホームの入所費ということで1名分の費用を計上しております。それから真ん中よりちょっと上の丸になりますが、高齢者能力活用事業費1,500万円ほどですが、前年並みの計上でございます。

その下でございますが、介護保険対策費ということで7億5,709万円ということで前年比1,984万4,000円ほどの増額ということになっております。この増額は給付費の増によるものでございます。その下であります、老人保健対策費ということでこれも特別会計の繰出金ということでございますが、36万4,000円を計上いたしました。それから介護保険事業費ということで173万5,000円ということで、ここに記載がありますように社会福祉法人による利用者の負担軽減分ということで170万円ほどを計上しております。

その下でございますが、介護基盤緊急整備事業費ということで2億900万円。これが昨年と比較しまして皆増となっている部分でございます。スプリンクラーの整備が2カ所、ケ

アセンター五日町、それから小規模多機能の大空の家ということで2カ所を予定しておりますし、施設整備分につきましては苗場福祉会がミニ特養、それから認知症のグループホーム、それから認知症のデイサービスという3施設を整備をするということでございます。それから開設の準備経費につきましては22年度分の準備経費と、それから21年分のしゅん工が22年の方にずれ込みましたので、その分もあわせてここで計上をしているところでございます。

それから後期高齢者医療対策費ということで5億6,220万3,000円を計上してございます。それから一番下でございますが、後期高齢者医療対策費ということで特別会計の繰出金1億4,639万1,000円の計上でございます。

めくりまして104ページ105ページをお願いします。後期高齢者保健事業費ということで1,700万円ほどの計上でございますが、これにつきましては75歳以上の人たちの住民健診の委託分ということで計上をしてございます。

4目でございますが、包括支援事業費2,600万円ほどですが、それぞれ3カ所の包括支援センターが事業所として実施をします要支援者のケアプランの作成費用等を計上してございます。

6目でございますが、医療費助成費ということで1億1,200万円ほどの計上でございますが、心身障害者医療費等助成事業費ということでこれは県単事業であります、受給者1,627人と見込んで計上をしてございます。

それから7目であります、社会福祉援護事業費ということで690万円ほどの計上でございますが、内容ともほぼ21年度と同額で計上をしてございます。

それから106、107ページをお願いします。8目でございますが、生きがい福祉施設管理運営費ということで1,700万円でございます。ここについても昨年とほぼ同額の内容、福祉センターしらゆり、それから大和及び塩沢の老人福祉センターの指定管理の委託料等を計上してございます。

それから9目でございますが、老人ホーム魚沼荘の管理運営費ということで9,176万円ほどの計上でございます。21年度と比較しまして1,700万円ほどの増額となっております。増額の要因でございますが、臨時職員の賃金が増になっておりますが、これにつきましては今年度で退職の予定の臨時看護師の賃金ということで1名分を予定しておりますし、それからめくっていただきまして109ページの大体3分の2くらいいったところに生活支援業務の委託料ということで1,700万円ほどの数字がここに載っております。この1,700万円が全く新規でございまして、入所者の生活支援業務を今回3名分、社会福祉協議会の方から人員を派遣していただきまして、生活支援業務の一部を委託をしたいということで3人分の人件費の相当額をここに計上をしてございます。さらに2年後になるか3年後になるかはちょっとわかりませんが、2～3年後をめどにこの生活支援業務については、全面委託をしていきたいということで今、社会福祉協議会の方と話を進めているところでございます。

110、111ページをお願いいたします。3款の2項児童福祉費であります。1目であります。子育て支援費、子育て支援総務費、それから心豊かな子育て教室事業費、それからマタニティ育児教育費、家庭教育学級費につきましては、ほぼ21年度並の内容数字で計上をしております。

112、113ページをお願いいたします。一番上の丸でございますが、ファミリーサポートセンター事業費ということで100万円を計上しました。今現在、会員が106名ということで今会員の登録がございます。数字はちょっとこれは古いので、実際はもう少しいっぱいになっているかもしれませんが、面談済みが今6組、実績が3組というような内容でございます。さらに私どもの方で周知をしまいたいというふうに考えているところでございます。

それから2番目の丸でございますが、ほのぼの広場の事業費ということで594万9,000円ほどの計上でございます。3会場、塩沢、大和それから六日町のふれ愛支援センターの中でほのぼの広場を実施する費用ということになります。

真ん中へんより下ですが、学童保育の対策事業費7,700万円ほどの計上でございます。市内12の学童保育クラブの運営費用、あるいは学校改築に伴いまして五十沢クラブを一部改修が必要になりますのでその費用。あるいは一番下には金城わかば児童館への補助金ということで119万円ほどを計上しております。

それから下から2段目でございますが、乳児・子ども医療費助成事業ということで県単、その下に市単ということで載っておりますがそれぞれ、県単の方では昨年と比べまして1,600万円ほどの増。それから市単の方では昨年と比べまして1,000万円ほどの増額になっております。これにつきましては昨年の9月の県単事業を小学校入学前から小学校3年まで広げたと。その分がここに載っております、県の方でまた今年度の9月に小学校6年生までということで事業をやりますけれども、その分につきましてはちょっと内容が余りはつきりしませんで、今回の予算にはその分は計上をいたしません。6月の補正で計上をする予定ということで今予定をしているところでございます。

それから114、115ページであります。一番上でございますが、ひとり親家庭等医療費助成事業費ということで2,580万円ほどでございます。昨年とほぼ同額でございますが、県単事業で1,280人ほどを見込んで2,500万円を計上したところでございます。その下でございますが、不妊治療医療費助成事業費ということで、ここ数年大体年間50件程度というような実績でございますので、22年度予算につきましても年間50件程度ということで数字を計上しております。特定不妊治療、体外受精ですが、これを45件分と。人工授精を5件分ということで見込んでいるところでございます。

それからその下ですが、ちょっと数字は小さいのですが13万5,000円ということで新規にここに数字が載っておりますが、発達障害児だとかあるいは発達障害になるかならないかというようなグレイゾーンの児童に対する早期対応、あるいは臨床心理士などによる療育支援、こういったものの費用として13万5,000円ほどを新規に計上させていただきますし

た。

それから下ですが、地域子育て創生事業費ということで2,900万円ほどでございますが、新潟県安心子ども基金事業ということで、これは22年度のみのものでございます。六日町のふれ愛支援センターでの土曜日のほのぼのの広場を始めたいという、それをするための臨時保育士の費用。あるいは新型インフルエンザ等の感染がございましたので、それぞれの保育園に空気清浄機を購入したいと。あるいは保育用の備品、それから通園バス等をこの2,900万円で購入をしたいということで計上をしております。

それから2目でございますが、児童措置費でございます。児童扶養手当支給事業費1億9,600万円ほどでございますが、ここにつきましても父子分が今年度22年から該当になりますが、ここについてもまだこの新年度予算にはその分は計上ができませんでした。明確な情報がなくて未計上となっておりますということで、平成22年度につきましては12月支給分、8月からの12月支給分だけになりますので、ここについても6月補正で数字を計上したいというふうに考えているところでございます。その他は昨年と同様の内容で計上しております。

それからその下ですが、母子家庭自立支援給付金事業費ということで、下の方の高等技術訓練促進費ということで、今現在これは申請があったわけではございませんが、ここに予算書にこういった分で計上しておかないと、発生した場合に国の方からの補助金がないというような話がございましたので、ここに1名分ということで計上させていただきました。

めくっていただきまして3目でございますが、子ども手当支給事業費11億9,000万円ほどでございます。従来の児童手当分が2カ月分、それから10カ月分の子ども手当8,500人分を見込んでおります。児童手当2カ月分、それから子ども手当が10カ月分ということで計上をしております。

それから4目でございますが、児童福祉施設費ということで9億7,800万円ほどの計上でございます。22年度の保育園の入園申し込みの状況を報告させていただきますが、公立の22園では1,527人の申し込みということで、定員が1,950人でございますので、充足率としては78パーセントほどというような申し込みの状況になっております。それから公設民営の2園でございますが、これは200人の定員で200人ぴったりの申し込みということでございます。それから私立の3園でございますが、定員が165人で169人の申し込みの状況があるというような状況になっておりまして、これに基づきましてそれぞれ所要の費用を計上しているところでございます。

117ページの下の方ですが、常設保育園管理運営費でございます。3,086万9,000円ということで22の公立の保育園の施設運営に要する費用ということで21年度並の内容で計上しております。

118、119ページをお願いいたします。真ん中辺より下でございますが、常設保育園の保育費ということで4億4,500万円ほどの計上でございます。賃金でございますが、賃金につきましては臨時職員が93人分、それから時間パートが30人分、それからバスの添

乗員が12人分ということで計上をしております。それから産休代替につきましては11人分ということで数字を計上いたしました。最終的には臨時職員については120人あるいは130人程度まで増えていこうという見込みであります。これにつきましてはまた12月議会で年度末を推計した中で補正をお願いするような格好になるかというふうに考えておるところでございます。

それから一番下の丸でございますが、公設民営保育園の委託事業費ということで2億100万円ほどの計上でございます。これは国の保育基準がございますので、保育基準の相当額分を委託料として支払をするということでございます。

121ページでございますが、延長保育でございますがこの2,400万円の内訳としましては、めぐみ野が1,340万円ほど、上町が1,150万円ほどというような内訳となっております。それから一番上の丸でございますが、私立保育園の委託事業費2億4,170万円ほどでございます。それぞれ公設民営と同じでございますが、国の保育単価に基づきまして算定した額ということで野の百合が1億2,700万円ほど、わかばが6,000万円、金城が5,300万円ということで計上をしております。なお野の百合保育園につきましては一部耐震化の整備事業をやりたいということで、この中に1,120万円ほどの金額が含まれております。

それから常設保育園の施設整備事業費でございますが、2,074万8,000円ほどでございますが、これが1,600万円ほど昨年に比べて増えているのが一番下でございますが、藪神南保育園の保育室の増築及び駐車場の増設の費用ということで1,880万円ほどを計上をしております。

それから保育園の大規模改修事業ということで3,000万円ほどの計上でございますが、耐震診断につきましては大崎保育園で昭和53年の建築でございます。それから大規模改修工事でございますが、これは石打保育園ということで昭和52年の建設の施設でございます。

それから認可外保育施設の補助事業費ということで740万円ほどですが、六日町のたんぽぽハウスへの補助金ということで一時預かり、それから休日保育等の費用をそれぞれ国の補助金をいただきながら補助をするものでございます。

それから3項でございますが、生活保護費ということでございますが、1目生活保護総務費でございます。122、123ページをお願いいたします。歳入の方でも若干説明をいたしましたが、下から3段目であります生活保護システムの整備委託ということで1,239万円。これは全く新規の事業でございます。システム整備の費用でございます。それから一番下であります住宅手当というようなことでここに計上をしております。住宅手当につきましては事務費も含めまして250万円ほどを計上しました。金額が1カ月2万8,000円で9人分で6カ月ということで計上をしております。21年度もこの事業をやっております。21年度の実績が相談が6名ございまして、3人の方に支給をしているところでございます。

それから2目でございますが、扶助費でございます。1億5,600万円ほどでございます

が、予算編成の時点では102世帯と。129人ということで見込んでここに数字を計上してございましたが、今年度に入りまして相談あるいは生活保護の決定世帯等も非常に増えている状況でございます。今現在110世帯を超えるような勢いだというような格好になっておりますので、これも不足が見込まれますので、いずれ補正が必要かなというような見込みでございます。

それから3目の生活保護施設費1,891万1,000円でございますが、施設の入所10人分を計上してございます。昨年より1名減の10人分ということで計上をしているところでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

議長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は明日3月16日午前9時30分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時04分)